

A

ccounting

会計教育研究

Vol.3

目次

平成28年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長 榎岡源一郎	1
◆第4回会計・税務研修会報告 租税回避への対応と関係する最近の判例等の動向	青山 慶二	2
租税回避と対応策を巡る最近の動向 —公平な課税と納税者権利の保護・救済の実現に向けて—	松田 直樹	9
◆第1回会計・商業研修会報告 平成28年度日商簿記検定改定項目と指導計画の再検討 —商業科における高等学校の生徒を対象とした指導計画に関する—考察—	渡邊 圭	12
◆会計教育研究論文 長期的な会計教育 —瑞穂会での取り組みの検討—	吉川 博司 久保田俊介	18
簿記・会計教育における包括的指導計画の提案	相原 安澄	24
◆平成28年度 瑞穂会報告		31

平成28年度 会計教育研究所の活動



会計教育研究所所長 榎岡源一郎

平成17年に実践教育を通じた会計教育研究の場として「瑞穂会」(以下、「瑞穂会」とする。)が設立された。その後、瑞穂会設立から8年を迎えた平成24年4月1日、さらなる会計教育研究の発展に寄与するため、「簿記ならびに会計教育に関する調査、研究、研修等を行い、本学および社会における会計教育の発展と会計人の育成に寄与することを目的」とする「会計教育研究所」を設立することで「瑞穂会」での会計実践研究に加え、「調査・研究の実施及び受託」、「研究会、講演会及び講習会等の企画、運営、実施」等、研究所としての内容の充実を図ってきた。さらに、平成27年4月1日からこれまでの会計教育部門に加え、商業教育部門を新たに設け、会計教育研究活動の場を拡大してきた。

そこで、以下において平成28年度における会計教育研究所の活動概要について示すこととする。

まず、「研究会、講演会及び講習会等の企画、運営、実施」として、平成25年度より会計・税務の専門家を講師として招き、学生及び教員、公認会計士や税理士等の職業会計人及び企業関係者も対象とした「会計・税務研修会」を年1回、商業教育部門を新設した平成27年度より会計・商業の調査研究と指導の充実を図り、商業教育の発展と商業教育が求める人材育成に寄与することを目的とした「会計・商業研修会」を年1回、開催している。

本年度は、第4回会計・税務研修会として、早稲田大学教授の青山慶二氏と関東信越国税不服審判所の松田直樹氏を講師に招き、「租税回避への対応と関係する最近の判例等の動向」をテーマに開催した。本研修会については本誌にて概要をまとめている。

また、第1回会計・商業研修会を平成28年3月26日に開催した。開催が平成27年度末であったことから本誌において、概要をまとめている。そして、本年度は、平成29年3月11日に第2回会計・商業研修会として、会計教育研究所助教の渡邊圭を講師に「平成29・30年度日商

簿記検定改定項目の指導方法」をテーマに開催を予定している。本研修会は、本誌発刊後の開催となることから、来年度において概要を報告することとする。

次に、「瑞穂会」での研究では、実践教育を通じた会計教育研究の場として、日商簿記検定(1級から3級)及び税理士試験の一部科目(簿記論・財務諸表論)の指導を継続することで、時代の変化に対応した会計教育の実践に関する研究を行ってきており、本誌では本年度における研究活動の成果として、会計教育研究所教授の吉川博司および助教の久保田俊介が大学の立場から職業会計人になるうえで、長期的な学習期間が必要不可欠であり、高等学校や大学院との連携を進め、持続可能な会計教育の在り方について検討しており、同じく助教の相原安澄は日商簿記検定3級指導の実例をもとに初学者を対象とした包括的指導方法について検討を行っている。

そして、「瑞穂会」では、商業教育部門における新たな実践教育として、来年度から商業教育の職を志す者を対象とした、教育研究活動も開始することを予定している。

最後に、平成27年度・平成28年度にわたる2年間の調査・研究期間で「簿記教育における教授法の研究：商業教育での反転授業の試み」をテーマに、会計学・教育実践・情報通信技術等の知見を用いて簿記会計教育と情報通信技術を融合させた実践的指導方法を構築して教育現場との連携調査により新たな会計教育指導方法を確立することを目的として研究を行っている。本研究・調査は平成29年3月をもって研究調査終了となることから、来年度に調査・研究成果の報告を予定している。

以上、会計教育研究所は設立から5年を迎え、会計教育研究活動の充実が図られ、ここに研究成果をまとめることができた。

今後も引き続き、会計教育の発展のため、会計教育研究所での研究を進めていきたい。

租税回避への対応と関係する 最近の判例等の動向

青山 慶二

1. はじめに

取引の複雑化・グローバル化に伴い、それらの成果である所得に対する課税を取り扱う法人税法や所得税法の課税要件規定は、課税の公平を図る観点からの毎年の税制改正等を経て年々ボリュームを増しかつ複雑化しつつある。税法に修正を求める新しい取引事例として近年の代表的なものは、リース取引やデリバティブ取引であるが、これらの損益取引のみならず国境を越えたM&Aで活用される法人の組織再編などの資本取引にかかるものも重要性を増してきた。

課税要件規定が複雑化すればするほど、租税法律主義の下では、そのような課税要件の充足を納税者が回避して納税義務を免れようとする試み(租税回避行為)が跋扈する余地を生み出す。それらの試みは、不当と判断されるものであれば通常その後の税制改正によって課税の枠組みに包含されることになり、中長期的に見れば大きな問題とならないかもしれない。しかし、現行法の下で法の解釈・適用を自ら行わねばならない当事者(確定申告義務を負う納税者及びそのアドバイザー、それをチェックする課税当局、紛争になった場合に公権解釈を提示する裁判所)にとっては、それら租税回避の試みが現行法上許容されるものなのか或は否認されうるものなのかの判断を避けるわけにはいかない。最近最高裁まで争われる大型租税案件の中にはこの課題を取り扱うものが増加し、最高裁はそれらに関し重要な判決を下している。

本稿では、それらの中から最近の代表的な重要判例を取り出しその分析を通じて、認容・否認の境界線を分ける法解釈の基準は何なのかにつき、予備的な考察を行ったものである。

2. 租税回避行為に対する現行税法のスタンス

(1) 「租税回避」概念の多様性

租税回避行為は、金子教授の有力説⁽¹⁾を筆頭に多

くの定義が行われているが、実体面から見れば税法で明確に違法なものとして否認される脱税行為とは一線を画し、かつ、税法が明らかに課税権の行使範囲外と認めるいわゆる合法的な節税行為とは一概に判断できない領域に属する経済行為と定義できよう。課税要件アプローチでは、あらゆる課税要件法充足性の回避を指すこととされ、①それらを課税対象とするとの明確な課税要件法の欠缺を利用するものと、②課税減免規定に関する適用除外基準の欠缺を利用するものの、両者を含む概念であるといえる⁽²⁾。なお同趣旨の定義は、趣旨目的アプローチをとる立場(課税根拠規定と課税減免規定の双方について立法の趣旨に照らして不当な利用と定義)からも達成される。

(2) 租税回避をめぐる環境の変化

租税回避を行う経済活動の複雑化は、取引のグローバル化と情報技術の発展に規制改革が組み合わった結果であるが、これらに対応する新たな課税要件立法は、課税要件事実を網羅的に克明描写することの困難性により、場合によっては不確定概念(例えば「合理的」や「相当」など)を利用して解釈の余地に委ねたり、一般的な否認規定(法人税法132条、132条の2、132条の3、等)を併設するなどして、租税回避を許容する結果となる法の欠缺をなくす方向の努力を行ってきている。そのような立法例の下では、司法が、解釈の不安定性を最終的に補完するという重要な役割を負わされることになる。

また、近年の特徴として、課税管轄権間の法の欠缺を利用した租税計画を行う多国籍企業に批判が集中しており、従来「租税裁定行為」と呼ばれて必ずしも否定的な評価を受けなかった領域に対する各国税制の協調対応が拡大しつつある。⁽³⁾

(3) 我が国の従来の立法政策及び解釈の特徴

我が国では、昭和37年度税制改正において提案された適用対象が包括的な一般否認規定が政治レベルでの反対により葬り去られた後、租税回避行為に対しては、厳格な租税法律主義の下で個別的否認規定中心の立法による対処が行われてきた。自由主義経済にとって最大の要請である予測可能性を担保する目的の下に、法令というハードローとその行政府による解釈を明らかにする基本通達というソフトローを組み合わせた体制が租税回避にも用いられ、事前に当局・納税者間で個別取引への税法の適用可

否を合意するというアドバンスルーリングは、我が国では限定的にしか活用されていない。

一方、裁判所の税法解釈に臨む姿勢も、全般的に観察するといわゆる司法抑制主義（①制定法中心主義、②借用概念に配慮した文理解釈中心主義、等に基づく）を踏襲しており、立法府の財政政策上の判断に踏み込んだ積極的な司法解釈を避けてきたという状況が観察される。しかし、そのような基本姿勢を取りながらも、最高裁は、個別事案の判断においては必要に応じ多様な解釈手法を用いて租税回避行為者の一方的勝利を許さない判断を行っている。以下の検討は、4つの判例の分析を通じて最高裁の租税回避に対する対応ぶりを帰納的に確認し、今後の予測可能性を担保する一助とする目的で行われたものである。

3. 四つの判例

（1）借用概念の解釈によるもの

1) 事実の概要

最初の判決は、当時贈与税の節税方法として主張されていたもので、受贈者を海外移住させ、併せて国内財産を海外に移転して当該財産を贈与するスキームに関する「武富士事件最高裁判決」⁽⁴⁾である。本事件では、上記スキームに沿って、贈与者夫妻が、自己の保有する自社株を海外に現物出資して外国法人持分（＝国外財産）に転換したうえで、後継者である子息（原告）を香港子会社役員に外向させ、その期間中に上記持分を贈与したのに対し、課税庁は原告の住所は日本にあるとして贈与税の課税に及んだ事案である。なお、香港には贈与税は存在していないので、二重課税問題は発生していない。また、当時は海外への現物出資に対しても簿価の引継ぎによる譲渡所得の課税繰延べが認められ、かつ、27年度改正で導入された出国税もない状況下であったので、本件スキームが成功すれば税負担を完全に排除できる条件が整っていた。

2) 判決の要旨

相続税法1条2項により、受贈時において国内に住所を有することが贈与税の課税要件とされているが、「住所とは、反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すも

のであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」「このことは、法が民法上の概念である『住所』を用いて課税要件を定めているため、本件の争点が上記『住所』概念の解釈適用の問題となることから導かれる帰結である」

「香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していた者が国外財産の贈与を受けた場合において、当該贈与を受けたのが上記赴任の開始から約2年半後のことであり、通算約3年半にわたる赴任期間中の約3分の2の日数を香港の居宅に滞在して過ごし、その間に現地での業務に従事していたなど判示の事実関係の下では、上記期間中の約4分の1の日数を国内の居宅に滞在して過ごし、その間に国内での業務に従事していた上、贈与税回避の目的の下に国内での滞在日数が多くなりすぎないように調整していたとしても、その者は、当該贈与を受けた時において、1条の2第1号所定の贈与税の課税要件である国内（同法の施行地）における住所を有していたということとはできない。」

3) 検討

本件で最高裁は、住所につき借用概念の解釈における判例・通説である統一説を採用している。そして、生活の本拠の認定に際して、居住の意思という主観的目的の存否を要件とする解釈を行った課税庁の主張に対しては、贈与税の回避の意図により客観的な居住の実態が消滅するものではないと認定していることから、民法の住所解釈における客観説をとって課税庁の主張を実質的に退けたものである。なお、判決は先例として、公職選挙法上の住所概念が争われた最高裁判決（最高裁大法廷S.29.10.20）を参照しており、租税法における目的論的な住所概念の解釈の必要性を暗に否定している。

そこで、本件において、租税法の趣旨目的に沿った解釈が果たして可能なのかどうかを予備的に検討してみよう。趣旨目的に基づく解釈が許容されるためには、当該趣旨が立法経緯や条文の文脈上少なくとも明らかであることが、租税法律主義の観点からは必要である。ここでは、仮に、贈与税の住所を無制限納税義務の条件としている趣旨は、同税制が公益説に立つものと推認してみよう。即ち、相続・贈

与税を所得税の補完機能を果たすもの（生前の課税軽減措置の享受などを相続・贈与の時点で清算するという考え方）と考えると、その観点からの住所概念は、全生活の本拠としての客観的要素、即ち日常生活の衣食住に重点を置いた評価ではなく、管轄地との社会的・経済的結びつきの強さを重視することとなる。その場合は、原審でも評価された諸要素の中で租税回避の意図に基づく移住という事実、税法上の住所概念上考慮される可能性はある。ただし、法1条の2の解釈上、そのような方向性を持った解釈を許容する趣旨は、必ずしも明確とはいえないであろう。結論として、最高裁の結論は妥当と考えられる。⁽⁵⁾

(2) 課税要件事実の充足判断によるもの

1) 事実の概要

2つ目の判例は、パラツィーナ事件と通称される最高裁判決⁽⁶⁾である。日本の法人投資家が米国の映画フィルム事業に民法上の組合を結成して投資した事案で、映画フィルムの短い耐用年数と銀行借入れのレバレッジ効果により事業損失を先出しできる契約内容となったものであり、当該損失を他の法人所得から減殺して法人税の節税を図るスキームである。課税庁は、民法組合による映画会社からのフィルムの購入、当該フィルムの配給会社への配給権付与契約の締結等の一連の行為は、売買契約の法形式をとっているものの、その実態はファイナンス取引であるとして事業としての損失を否認した。原審である東京高裁は、「仮に法文中に明文の規定が存しない場合であっても、租税回避を目的としてされた行為に対しては、当事者が真に意図した私法上の法律構成による合意内容に基づいて課税が行われるべきである」とするいわゆる私法上の法律構成による否認の法理を採用して課税を認めた。

2) 判決の要旨

外国の映画制作会社が制作した映画に投資を行う名目で結成された民法上の組合が、外国銀行からの借入金及び組合員の出資金を原資として、当該映画の所有権等を取得する旨の契約を締結すると同時に、当該映画の配給権を配給会社に付与する旨の配給契約を締結した場合において、当該配給契約により当該映画に関する権利のほとんどが配給会社に移転され、当該組合は実質的には当該映画についての

使用収益権限及び処分権限を失っていること、当該組合は当該映画の購入資金の約4分の3を占める借入金の返済について実質的な危険を負担しない地位にあることなど判示の事情の下においては、当該映画は、当該組合の事業において収益を生む源泉であるとみることができず、当該組合の組合員である法人の法人税の計算において法人税法31条1項所定の減価償却資産に当たらない、とした。

3) 検討

法人税法2条23号は、減価償却資産を「償却すべきものとして政令で定めるもの」と規定し、同施行令13条は、償却資産から「事業の用に供されていないものを除く」と規定している。最高裁は、購入と同時に配給権を譲渡した本件では、フィルムを事業の用に供していないという事実認定で、通常の法人税法の課税要件該当性に基づく判断を行った。事業の用に供することを減価償却による損金算入の要件とするのは、リース取引における受益者概念に基づく減価償却を認める制度の原点にある理念でもあり、事業リスク配分とかい離れた所得帰属結果を許さない法理を含んでいる。私法上の法律構成による否認理論というこれを認めた場合に波及効果の大きい解釈手法を取らず、法令13条という実定法の規定の枠内で解決を図った点で、最高裁は従来の判例姿勢（租税回避行為に対しては実定法の個別的否認規定の解釈適用の範囲内で対応）を維持する方針を取ったようである。本判決が原審の判断枠組みを採用しなかったことについてはいろいろな評価⁽⁷⁾があるが、私法上の法律構成による否認論につき不採用を明示していないことから、当該理論の採否についての決着はついていないと解するべきと考える。

(3) 課税減免規定についての濫用認定或は同規定の限定的解釈論によるもの

1) 事実の概要

本件はりそな銀行外国税額控除事件判決⁽⁸⁾と呼ばれており、我が国金融機関（シンガポール支店）が、自社の外国税額控除の余裕枠を活用して第三者間（ニュージーランド法人C社とクック諸島法人B社間）の金銭貸借取引にBack-to-back取引（ミラー取引とも言い、預金契約と貸付け契約を同額、同等の条件で同時に当初の契約当事者との間で結び、貸付け構造を2重にするもの）の形で参加し、自己が

利子受け取りに際して負担する源泉徴収税を勘案するとキャッシュフロー上マイナスとなる取引を行うスキームである。当該キャッシュフローのマイナスは、外税控除余裕額の活用により控除できるので、結果的に、ネットベースでは利益の享受が可能になる。

原審は、「金融機関の業務の一環として、B社への投資の総合的コストを低下させたいというC社の意図を認識した上で、自らの外国税額控除の余裕枠を利用して、よりコストの低い金融を提供し、その対価を得る取引を行ったものと解することができ、これが事業目的のない不自然な取引であると断ずることはできない」として、課税庁の外税控除を認めないとする課税処分を取消した原々審を支持した。

2) 最高裁判決(破棄自判)の要旨

我が国の銀行が、本来は外国法人が負担すべき外国法人税について対価を得て引き受ける取引を行い、同取引に基づいて同銀行が負担した外国法人税が上記対価を上回るため、同取引自体によっては損失を生ずるが、上記外国法人税の負担を自己の外国税額控除の余裕枠を利用して国内で納付すべき法人税額を減らすことによって免れ、最終的に利益を得ようとする目的で上記取引を行ったという事情の下においては、上記外国法人税を法人税法(平成10年法律第24号による改正前のもの)69条の定める外国税額控除の対象とすることは、外国税額控除制度を濫用し税負担の公平を著しく害するものとして許されない。

3) 検討

本件については、外国税額控除制度を二重課税救済のための「課税減免制度」と位置づけ、米国のグレゴリー判決(組織再編税制の濫用を図ったスキームに関する判決)の事業目的に基づく限定解釈判例を根拠として我が国でも適用が提唱されてきた学説に沿った判断を最高裁が採用したとの解釈が有力に行われている。⁽⁹⁾ 判決は必ずしもその趣旨を明示しておらず、一見「外国税額控除制度の濫用」の評価の下で法令の趣旨目的解釈により否認を行ったようにも読める。しかし、有力説のように解さなければ、濫用という閾値はあるものの税法の趣旨目的論的解釈の余地が、あらゆる課税根拠規定にも拡大しうることになりかねず、歯止めが利かなくなる(予

測可能性を失う)危うさを本件判旨は持っているともいえる。租税法主義の下での判例解釈アプローチとしては、判決の射程を限定的にとらえた課税減免規定の限定解釈との位置づけは、法的安定性の観点からは納得できるものであると考える。

ただし、なぜ限定解釈の手法が課税減免規定だけに許されるのかについては、今後の判例の動向を注目しなければならないであろう。課税加重規定(例えばタックスヘイブン税制)についても、例えば、課税の加重は租税回避行為と認定される場合にのみ適用されるべきとし、加重的な適用要件を限定解釈すべきとする考え方も有力に主張されているからである。⁽¹⁰⁾

また、本事例は金融機関についての事例であるが、例えば製造業が立地を選択する場合外国の税負担と外税控除の有効活用の観点から特定国を選択することもある。これらのプランニングは、一括限度額方式が許容するSelf-help策と受け止められており、限度枠利用がすべて外税控除の趣旨目的に反するわけでもない点には留意が必要である。

(4) 一般的否認規定の適用限界によるもの

1) 事実の概要

本判決は日本IBM事件判決⁽¹¹⁾と呼ばれ、高裁判決を不服とする国が上告受理申し立てを行っていたところ、H28.2に不受理決定が下されて判決が確定したものである。

本件では、米国IBMの中間持株会社である原告X社(日本IBMなど数社を保有)が複数事業年度においてその子会社に当該子会社の株式の一部の譲渡をそれぞれして、有価証券の譲渡に係る譲渡損失額(当該株式の譲渡に係る対価の額と当該株式の譲渡に係る原価の額との差額)を上記の各譲渡をした日の属する各事業年度の所得の金額の計算上損金の額にそれぞれ算入したという事実関係のもとで、その結果生じた欠損金額に相当する金額を含むいわゆる繰越欠損金を連結納税の承認があったものとみなされた連結所得の金額の計算上損金の額に算入して確定申告した事例である。課税当局は同族会社行為計算否認の要件である法人税法132条1項にいう「不当に減少させる」と評価されるべきであるとして当該損金算入を否認した。

2) 判決の概要

法人税法132条1項は否認の要件として、「同族会社の行為計算でこれを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」ことを求めているにとどまり、その文理上、否認対象となる同族会社の行為計算が、租税回避目的でされたことは要求していない。「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、もっぱら経済的、実質的見地において当該行為が、純経済人として不合理、不自然なものとして認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきである。

同項は、同族会社と非同族会社との税負担の公平を維持する趣旨であることに鑑みれば、当該行為又は計算が、純粋経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引(独立当事者間の通常の取引)と異なっている場合を含むものと解するのが相当であり、このような取引に当たるかどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要する。

本件では、Xの中間持株会社化に正当な理由ないし事業目的がなかったとは認定できず、したがって日本における税額圧縮のため一体的に行われた行為とは認められない。

3) 検討

本件は、国境をまたぐ複合した目的を持つ租税計画であり、①持株会社が米国にあった場合に負担を免れない配当にかかる源泉税を、Xを介在させることにより免れて非課税による米国への資金還流を図るとともに、②Xに発生する譲渡損失をその子会社との連結納税により我が国におけるグループの課税所得から控除する効果を狙ったスキームである。

前者については、X社を米国税法上米国法人の支店とみなす規定(チェックザボックス規則)の活用等もあって非課税での米国への資金還流を可能とするものであり⁽¹²⁾、後者については自己株式の取得に伴い当時認められていたとされる法律効果(非課税となるみなし配当の発生と同額の譲渡損失の発生)を利用し、かつ、連結納税の選択により、当該譲渡損失を子会社の利益と相殺して我が国での税負担の縮減を図ったスキームであるが、課税当局の同族

会社の行為計算否認の主張は認められなかった。

本件については、連結納税に関する一般的否認規定(132条の3)の利用可能性や、完全子会社への自己株譲渡による譲渡自体の否認の可能性などのその他の否認の可能性が指摘されているが⁽¹³⁾、訴訟ではこの点の主張はされていない。評釈の中心は、132条の適用要件を巡るものであり、納税者勝訴の結論に関しては課税庁側から、また、判決が設定した132条適用の要件(独立当事者間の通常の取引と異なる)については納税者側から、従来の判例基準を拡大するものであるとの批判が行われている。これらは、一般的否認規定の機能を個別否認規定との対比でどうとらえるかという点での認識の相違を反映するものであるが、判例上まだ定まった解釈は確立されていないようである。

4. 立法論としての租税回避否認条項(GAAR)⁽¹⁴⁾

(1) GAARの立法が提唱される背景

1) 諸外国での拡大

近年租税回避への対抗策として、包括的な租税回避否認規定を税法に導入する国が増えてきている。特にG7レベルでは、2010年の米国における判例法ルールの制定法化⁽¹⁵⁾及び2013年の英国での新規導入⁽¹⁶⁾により、我が国を除くすべての国が制定法ベースでのGAARを装備することとなった。現代的なGAARの起源は、ドイツ租税基本法42条(1977)にあるとされており、その内容は「法の形成可能性の濫用によって租税法律を回避することはできない」との一般原則(1項)である。相当な法形成と比べて法律の定めのない租税便益へと導くような不相当な法形成が選択されたとき、濫用を認定(2項、2008改正で追加)するが、相当な法形成と不相当な法形成については司法判断を必要としている。また、立法歴の古いもう一つの典型であるカナダのGAAR(所得税法245条(1988))では、租税回避取引について租税上の便益を否定するために、その状況において合理的であるように取引を決定すべきとする原則を定めている。同規定は、真実の事業目的がない場合に適用されるものである。

なお、GAARは新興国でも特に自国の税収確保目的で国際取引に対する適用を念頭に導入されており⁽¹⁷⁾、租税条約との関係でその適用可能性が問われるケース

が多い。

2) G20/OECDでのBEPSプロジェクトでの取り上げ

BEPS (税源浸食・所得移転) 最終報告書では、国際的¹⁸二重非課税防止ための処方箋に、GAARの理念がちりばめられている。経済活動が行われた場所(価値の創造された場所)で納税義務を適正に計上すべきとの理念に立つBEPS勧告は、特に具体的な機能を持たない低税率国に設立された法人への所得帰属を認めがちであった従来の課税ルールを修正する道具として、GAARに注目したのである。⁽¹⁸⁾ すなわち、条約や移転価格制度の下では、契約の法的形態よりもその経済実態に基づく再構成を許容するGAAR条項の機能の拡大がみられており、具体的には、条約における主要目的テスト(PPT)を利用した条約濫用者に対する便益付与の否認や、移転価格税制におけるリスクフリーの実体のない中間法人(Cash-box法人等)が介在する取引についての私法契約の引き直しである。これらの提案は、国際課税における経済実質に着目したその他の立法改正・解釈コメントリー改正の進展とも平仄を取っている。⁽¹⁹⁾

(2) 我が国におけるGAAR導入検討の可能性

我が国では、上述した通り昭和37年税制改正提案によるGAAR導入が、立法化に至らず、その後、租税回避対応はもっぱら個別的否認規定で対応さ

れてきたことから、GAAR不要論が学界では有力となっている。その多くは、租税法律主義の法理念に基づく絶対的不要論であり、仮に包括的な否認効果を持つ規定が必要であるとしても、それは、個別状況に対応するGAAR的規定(現行法下では、同族会社、組織再編、連結納税、帰属主義の4つの局面で立法化されている)で十分とするものである。

他方、上記(1)の情勢変化を踏まえると、今やGAARなしには公平な課税が実現できないとする考え方も有力になりつつある。即ち、歳入当局のニーズ(現行ツールによる否認漏れがもたらす不公平への対応を含む)をベースとして、グローバル化、ICT化の中での速い取引変化サイクルへの個別立法中心主義の立遅れの弊害を強調する立場である。諸外国において、GAAR適用が拡大しつつあることも、我が国へのプレッシャーとなっている。

ただし、GAARは短い条文を新設さえすればよいというものではない。具体的に、納税者から見て予測可能性を担保するための諸手続き(執行官庁による適用の前提としての第3者パネルでの承認、納税者からの事前確認制度の拡充等)、諸外国の工夫を参照する必要があると考える。⁽²⁰⁾

(以上)

プロフィール



青山慶二

東京大学大学院(修士)。2006.3国税庁審議官(国際担当)で公務員退職。筑波大学教授を経て2012年から現職。国連・税の専門家委員会委員、政府税制調査会専門家委員会特別委員等を歴任。著書は「国際課税の理論と実務」(大蔵財務協会2011・共著)等

-
- (1) 金子宏「租税法(21版)」(弘文堂2016)P.125
 - (2) 谷口勢津夫「租税回避論」(清文社2016)P.8
 - (3) 2015.9OECD/G20によるBEPS最終報告書勧告(行動2(ハイブリッドミスマッチ取極めへの対応)、行動3(タックスヘイブン税制の装備)等)
 - (4) 最高裁H.23.2.18第2小法廷(判時2111号3頁)
 - (5) 本判決の評釈として、浅妻章如ジュリスト「租税判例100選(第5版)」P.47があり、法治主義の観点から、客観説に立つ最高裁判決を支持している。
 - (6) 最高裁H.18.1.24(民集60巻1号252頁)
 - (7) 例えば、私法上の法律構成による否認論が排斥されたと解するものとして岡村忠生「税研148号」34頁
 - (8) 最高裁H.17.12.19第2小法廷(民集59巻10号2964頁)
 - (9) 金子宏 前掲注1)P.129
 - (10) 中里実「国際的租税回避否認規定によりもたらされる国内的二重課税」(日本租税研究協会第62回租税研究大会記録2010)P.94
 - (11) 東京高裁H.27.3.25 West-lawウェブサイトより収集
 - (12) 海外法人を支店とみなすのは、米国財務省規則Reg.301.7701による。なお、事件当時は2004年の米国雇用創出法により海外子会社からの利益還流に対して85%の所得控除を認める時限措置が設けられており、米国での実効税率は5.25%であった。
 - (13) 岡村忠生「最近の重要判例—IBM事件」ジュリスト1483号37頁
 - (14) General Anti-Avoidance Ruleの略称であるが、国によってはGeneral Anti-Abuse Ruleと呼ぶ場合もある。
 - (15) Internal Revenue Code7701条(o)。これは、従来の判例法であった経済実質主義(Economic Substance Doctrine)を制定法化したものである。
 - (16) 2013Finance Act206~215条。2011年に発表された「アロンソン報告」を反映したものであり、いわゆる「二重の合理性テスト」(当事者間の租税取極めは、合理的な一連の行為として合理的に考えることができない場合に濫用を認定して否認できるとするテスト)が特徴であらう。なお、上記の「租税取極め」とは租税便益の取得がその主たる目的の一つである場合の取極めをいう。
 - (17) 例として、インド(所得税法10章A、95~102条)と中国(2007新企業所得税法47条。本条文は国境を超える法人の取引をターゲットにするもの)があげられる。前者は、アングロサクソン系先進国の立法例に倣い、2分岐テスト(主観+客観要件)による許容されない租税回避取極め判定を行うものであり、GAAR発動に要する承認パネルなどの手続き要件の整備が行われている。また、後者は、株式の間接譲渡など所得金額を減少させる結果となる合理的な事業目的を持たない取引を対象とし、通達による広範なルールの補足を行っている。内容の詳細については、青山慶二「途上国のGAARの課題と我が国への示唆」(フィナンシャルレビュー126号)47頁
 - (18) 租税回避否認の考えが集約されているBEPS項目としては、ハイブリッドミスマッチ取極めへの対応(二重経費控除と経費控除対象支払の収受国における非課税状況の解消)、タックスヘイブン税制(CFC税制)の導入勧告、利子控除の制限、等の国内法ベースの個別否認規定があるが、GAARの発想は、①条約濫用防止対応の中での、租税条約への特典制限条項(LOB条項)と主要目的テスト(PPT)の装備や、②移転価格関係で関連者間でのリスク・資本配分において、関連者間取引の引直しを含む所得再配分の処方箋などで活用されている。
 - (19) その例としては、帰属主義の適用(機能、リスク分析)、利益結果による移転価格の適及計算(所得相応性基準)、租税条約における準備的・補助的業務の全体的認定、等があげられる。
 - (20) 森信茂樹「BEPSと租税回避への対応」(フィナンシャルレビュー126号)5頁

租税回避と対応策を巡る最近の動向 —公平な課税と納税者権利の 保護・救済の実現に向けて—

関東信越国税不服審判所第一部長審判官
松田 直樹

1 広義の租税回避行為が包含するリスク

(1) 問題の所在

租税回避行為については、そもそも、節税行為や脱税行為との境界線が十分に明確ではない中、如何なる行為が租税回避行為に該当するのか、また、どのような要件の下、その租税回避の効果を否認できるのかなど、少なからず不透明・不確実な部分がある。しかも、最近では、取引の複雑化や国際化などを背景として、租税回避行為が包含する可能性とリスクは増幅する趨勢にある中、かかる不透明性・不確実性は、納税者と税務当局の双方において、困難な問題を惹起することとなるケースが少なくない。

かかる問題は、多くの場合、税務当局にとっては、複雑化・国際化する租税回避行為を如何に効率的に把握して、把握した租税回避行為に如何に対処するかという問題であるが、既存の対応策が、かかる問題への対応上十分なものでないことは、諸外国の対応策との比較などからも示唆される。これに対し、納税者にとっては、何よりも、租税回避行為が包含するリスクが顕在化することが憂慮すべき問題であろうが、そもそも、租税回避行為が包含するリスクの程度の十分な認識・評価が困難な場合もある。

(2) 重加算税のリスク

上記のような問題が顕在化している具体例の数は、もはや枚挙に暇がない状況となっている昨今であるが、例えば、東京地裁平成22年8月26日判決で問題となった事件も、租税回避行為（特に、広義の租税回避行為）が包含するリスクについて考える上で有用な示唆を含んでいる。本件では、原告（農業生産法人）が行った肉用牛の売却による利益が、租税特別措置法67条の3に定める肉用牛の売却に係る課税の特例を受けるための要件に該当しておらず、しかも、重加算税の適用対象となるとする課税処分が適法であるか否かという点が問題となっている。

本件では、原告は、租税特別措置法67条3の適用を受けることを意図して肉用牛の売却を卸売業者に委託し、しかも、25年にわたって肉用牛売却証明書添付がなくとも本件特例が適用されてきたところ、本件取引が本規定の1項に定める「その他政令において定める市場において行う売却」に該当しないと認識は全くなかったと主張したが、裁判所は、実際のところ、その卸売業者の役割は形式的なものにとどまり、実質的には原告と買受人が直接に取引したものと認めることが相当であることから、「市場において行う売却」の方法には該当しないにもかかわらず、そのような形態をもってされたものであると判断している。

上記判断の下、裁判所は、原告は、本件特例の適用に係る要件に該当する事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき、本件各申告書を提出したと認められるなどとして、本件処分は適法であると判示しているが、その判断は、その控訴審である東京高裁平成23年7月19日判決で維持されて確定している。他方、例えば、平成24年1月24日裁決で首肯されたのは、類似する事件における加算税を賦課する処分であったことから、本判決と本裁決を比較分析することは、本件のような広義の租税回避行為が包含するリスクを評価する上でも有用となろう。

2 重加算税の適用基準の変遷

(1) 従来適用基準

そもそも、重加算税やほ脱罪の適用要件は法文上明確ではあるが、その実際の適用を巡っては見解の相違が生じるケースは少なくなく、上記の裁判例もその一つといえる。確かに、嘗ては、例えば、最高裁昭和24年7月9日判決において、「現行法…は、詐欺その他不正の行為によって所得税を免れた行為を処罰しているがそれは詐欺その他不正な手段が積極的に行われた場合に限るのである。…単純不申告による所得税ほ脱行為を処罰する実際上の必要があるならばそれは立法によって解決すべき」と判示され、本判決で示された基準は、その後、重加算税の適用の可否が問題となったケースにおいても少なからず依拠されたという経緯がある。

もともと、上記最高裁判決で示されたほ脱罪の適用基準は、その後、変容してきていることを示唆す

る判決が見受けられるようになった。特に、最高裁昭和48年3月20日判決では、『真実の所得を隠匿し、それが課税対象となることを回避するため、所得金額をことさらに過少に記載した内容の虚偽の所得税確定申告書を税務署長に提出する行為(…)自体、単なる所得不申告の不作为にどどまるものではなく…「詐欺その他不正の行為」に当たる』と判示されたが、この「殊更過少基準」は、その後の重加算税の適用の可否が問題となっているケースにおいても依拠されるようになった。

(2) 最近の適用基準

重加算税の適用基準の変容は、最近の幾つかの判決では、より顕著に認められる。例えば、最高裁平成7年4月28日判決では、「重加算税の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在することまで必要であると解するのは相当ではなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行為をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされると解すべきである」と判示されているが、かかる考え方・基準は、その後、無申告のケースに対して重加算税を賦課する基準としても依拠され、それに依拠する賦課決定処分を首肯する裁判(国税不服審判所平成23年6月3日裁決等)も散見される。

3 対応上の課題

上記の通り、納税者としては、租税回避行為を広義に捉えると、適用上のハードルが低下してきている感のある重加算税にも注意が必要となるが、税務当局としては、むしろ、対応策の強化が必要と感じさせるようなものもある。例えば、東京地裁平成25年11月1日判決及びその控訴審である東京高裁平成26年10月29日判決では、日本に支店を有する国外に設立された匿名組合の営業者が、アイルランドに設立された法人に分配した利益が所得税法212条1項に基づく源泉徴収義務の対象となるか否かが問題となったが、裁判所は、当該利益が合理性を欠いたスワップ契約を通じていずれの関係国でも課税されないままにバミューダに設立された関係法人に

移転しているのは日愛租税条約23条を濫用した否認すべき租税回避であるとの税務当局の主張を排斥し、納税者が勝訴している。

類似する条約漁りは、例えば、韓国では、ローンスタースター事件として注目され、国税審判院2007年5月5日決定では実質主義に基づく否認が認められ、また、最高裁2012年1月27日判決も、条約漁りの税負担軽減効果を否定する主旨のものとなっているが、このような租税回避が見受けられることなどを受けて、2006年には、新たな対抗策として、経済的実質主義に依拠した包括的否認規定である国際租税調整法§2-2も発効している。条約漁りへの対応策としては、確かに、国内法に依拠した規定のほかにも、問題となる租税条約上の個別規定の改定や目的テストに依拠した包括的な濫用防止規定又はLOB条項の導入などの選択肢もあるが、その採用に関しては各条約相手国との協議が必要となるなどの問題がある。

それに対し、国内法上の包括的否認規定を措置するという選択肢は、より迅速かつ広範囲に効果が発揮されるというメリットがある。国内法上の包括的否認規定と租税条約との適用関係についても、OECDモデル条約1条に関するコメンタールのパラ22～22.1は、『その他の租税条約の濫用の形態(例えば、基礎会社の利用)、また、「実質優先の原則」、「経済的実質」及び包括的な濫用防止規定を含む可能な対処方法を分析すると、…それらのルールは、いずれの事実が税負担を生じさせるかを決定する国内税法に定められた基本的な国内法上のルールであるが、租税条約で取り扱われているわけではないため、租税条約による影響を受けない。したがって、…衝突は生じない」と定めている。

4. 納税者の権利救済手段の整備

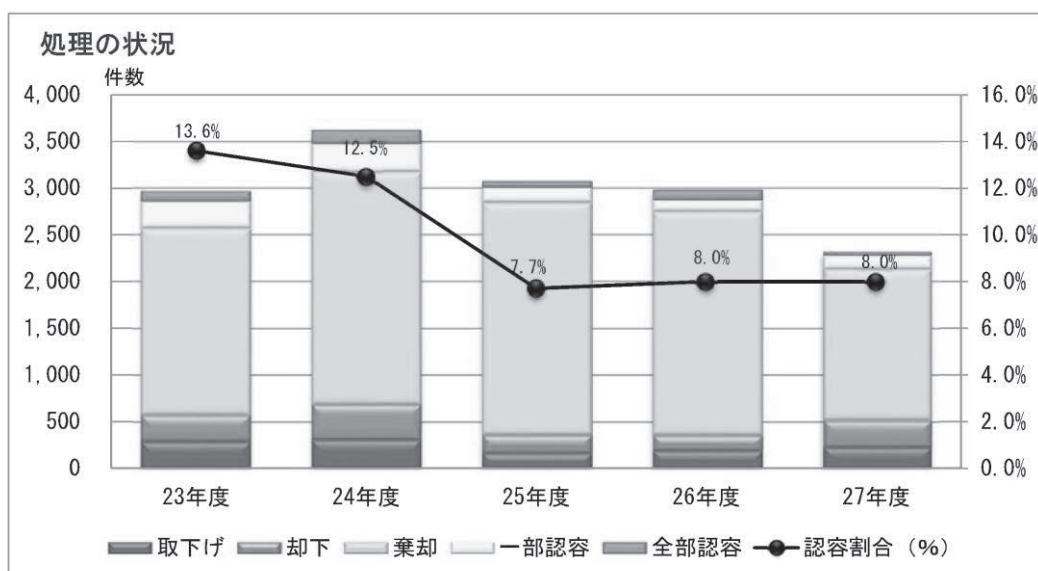
勿論、租税回避行為への対応策の選択肢は上記に限るわけではなく、その他の選択肢も検討する余地があるが、他方において、租税回避の否認に係る不透明性・不確実性を払拭することが困難である以上、納税者の権利救済手段の整備も重要な課題である。この点に関しては、租税回避行為が事前照会制度の対象外という限界がある中、事後的な権利救済制度である国税不服申立制度が半世紀ぶりに改正された

ことが特に注目される。平成28年4月から実施されている改正不服申立制度の下では、①原処分庁に対する再調査の請求(異議申立て)を経ないで行う国税不服審判所への直接審査請求、②不服申立期間の延長、③証拠書類の閲覧範囲の拡大・写しの交付、④口頭意見陳述での質問権の行使が可能となっているなど、納税者の利便性が従来よりも大幅に向上している。

しかも、最近、以下の図が示す実績を上げている国税不服審判所では、任期付き職員として、大学教授、弁護士、会計士又は税理士の資格を有する者なども採用されており、その第三者的機関としての立

場は、従来以上に強固なものとなっている。とりわけ、裁判所による税務争訟の解決には、時間的・金銭的なコストが無視できないものとなり得るとの問題があるのに対し、国税通則法98条2項は、国税不服審判所長は、審査請求人の不利益に原処分を変更することはできない旨規定し、また、同法102条は、裁決が関係行政庁を拘束すると定めていることから、国税不服申立制度の下、審査請求人は、かなり早い段階でその権利を救済され得るというメリットがあるところ、上記のような内容を含む今回の本制度の改正によって、その納税者の権利救済機能が更に高まったことは、大いに注目すべき点といえる。

審査請求処理の状況



(出典) 国税不服審判所ホームページ (<http://www.kfs.go.jp>)

平成28年度日商簿記検定改定項目と 指導計画の再検討 —商業科における高等学校の生徒を 対象とした指導計画に関する一考察—

渡邊 圭

1. 研修会の概要
2. 平成28年度日商簿記検定改定項目
3. 高等学校での日商簿記検定指導の在り方
4. 研修会を終えて

1. 研修会の概要

千葉商科大学会計教育研究所(瑞穂会)主催第1回会計・商業教育研修会(以下、研修会とする。)は、高等学校教員を対象に商業科における簿記・会計科目の生徒指導をより充実させることを目的として開催した。研修会では、日本商工会議所簿記検定(以

下、日商簿記検定とする。)の平成28年度改定項目を中心に、参加者と共に指導方法・計画について検討を行った。高等学校において資格取得の指導を生徒に行う場合、表1に示すような問題点が先行研究で明らかになっている。

表1のような問題点が指摘される一方で、日商簿記検定等の資格を生徒に取得させる利点もある。生徒の立場からの利点は、進路や就職をする時に大学や企業で有利に評価されることがあげられる⁽¹⁾。企業の立場からは、資格取得をした生徒が商業分野をどの程度理解しているかを客観的に評価することができる。高等学校の立場からは、生徒募集をする際の啓蒙活動の1つとして位置付けることができる。

企業は、簿記・会計の知識及び技術を習得した人材を求めているが、その人材を育成する高等学校は毎年減少しているというミスマッチな関係となっている。

平成28年度の日商簿記検定改定により日商簿記

表1 「資格取得指導の問題点」

出張者	問題点
小見山 隆行	丸暗記・詰め込み教育に陥る危険性がある。学習知識が断片的になり易くなり、形式的暗記に流れ易くなり、応用的思考力を養うことを軽視するおそれがある。
柴 健次	受験勉強に偏りすぎると、会計専門職の専門家に必要な判断力を養う機会が失われ活用されないという悲劇が生まれる。
島本 克彦	資格試験に不合格になった者は、むしろ学習意欲が減少し、学習範囲を無理に丸暗記させて合格した者はそれ以上の学習をしないおそれがある。検定に合格させる教師が「よい教師」という評価がなされることの多い会計では、教えることに自信のない者は担当するのを避ける傾向にあり、若手の教師が育ちにくいという現状がある。
清村 英之	検定試験は、教育の手段であるが、教育の目標と混同するおそれがある。

(注)：小見山隆行「会計教育論考」『商学研究』54(2・3)、愛知学院大学商学会、平成26年3月、222頁。

柴健次「再度、会計教育研究の本格化を望む」『企業会計』63(12)、中央経済社、平成23年12月、6頁。

島本克彦「高校教育の現場における会計教育の課題」『企業会計』59(12)、中央経済社、平成19年12月、98～100頁。

清村英之「商業高等学校における簿記会計教育」『産業情報論集』6(2)、沖縄国際大産業情報学部、平成22年3月、26頁。
参考にして筆者作成。

表2 「全日制における高等学校の商業科設置数と割合」

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
商業科数	690	658	647	623	608	600	593	574	570	561
全学科数	6,509	6,396	6,345	6,279	6,231	6,188	6,119	6,059	6,054	6,022
割合	10.6%	10.3%	10.2%	9.9%	9.8%	9.7%	9.7%	9.5%	9.4%	9.3%

(注)：文部科学省「学校基本調査」を参考に筆者作成。

検定の出題範囲が変更されたことで、高等学校における商業科の教員は、進路や就職に役立つ日商簿記検定を生徒に取得させるために、指導方法も改定に対応しなければならない。

そこで、研修会では平成28年度日商簿記検定2級改定項目を整理し、日商簿記検定の指導方法について再検討を行った。

2. 平成28年度日商簿記検定改定項目

平成28年度の日商簿記検定2級の改定項目を表3に示す。

改定項目を見ると、特殊仕訳帳や荷為替手形といった実務であり用いない項目が削除され、収益の認識、創立費等を繰延資産としないで支出時に費用とする処理や有形固定資産の割賦購入等、会計実務で使用頻度の高い項目が追加項目となっている。

生徒に対して、日商簿記検定を指導するにあたって検討しなければならないのは、指導する手段と指導内容である。指導する手段とは、どの場面で生徒に対して資格取得の指導を行うかという意味である。

学校生活の中で、生徒が簿記・会計の知識及び技術を習得できる機会は通常の正課授業と簿記部等の部活動である。日商簿記検定の内容を生徒に指導する場合、手段として、授業内と部活動のいずれかで指導することができるのである。指導内容とは、日商簿記検定の内容をどのような教材を作成して生徒に理解させるかという意味である。項目ごとに取引事例、企業事例を生徒の生活に置き換えて説明する等、生徒が理解しやすいように表現しながら指導内容を検討する必要がある。

研修会では、日商簿記検定2級の改定項目に関する取引事例や企業事例を中心に各項目を整理した。その際に、なるべく生徒の生活に関連するような事

表3 「平成28年度日商簿記検定2級の改定項目」

日商簿記検定2級	
改定内容	項目
追加	クレジット売掛金(クレジットカード取引の取扱い)
	電子記録債権・債務
	貸倒引当金について「個別評価と一括評価」,「営業債権および営業外債権に対する貸倒引当金繰入額の損益計算書における区分」
	賞与引当金・返品調整引当金等
	販売のつど売上原価勘定に振り替える方法(売上原価対立法)
	有形固定資産の割賦購入(利息部分を区分する場合には定額法に限る)
	自社利用目的のソフトウェア
	有価証券の保有目的である「子会社株式」,「関連会社株式」,「その他有価証券」
	収益(出荷基準・引渡基準等)・費用の認識基準と「役務収益・役務費用」
	繰延資産でない「創立費」,「開業費」等(支出時に費用処理される)
	月次決算による場合の処理
	固定資産(減価償却資産)の取得原価及び償却率の算定
削除	仕訳帳の分割(特殊仕訳帳等の帳簿組織)
	仕入・売上伝票(5伝票制)
	手形による「保証債務」の計上と取崩
	荷為替手形
	特殊商品売買
	繰延資産
	大陸式決算法
	社債
本支店会計の未達事項と内部利益の除去	

(注): 筆者作成。

例を取り上げて検討した。

(1) 商品売買に関する項目

商品売買に関する項目は、クレジット売掛金、電子記録債権・債務、売上原価対立法、収益の認識基準、役務収益・役務原価である。このうち、売上原価対立法は当然の改定であったと考える。日商簿記検定3級の出題範囲に商品有高帳の項目があるが、記帳する時に払出単価を原価で記録する。つまり、商品有高帳で原価が把握できるのであれば、売上原価対立法の処理は改定前から可能であった。

また、改定項目のうち、近年の情報技術の発達により、新たな金銭債権として電子記録債権及び電子記録債務が誕生した。このうち電子記録債権は、電子債権記録機関(でんさいネット⁽²⁾)への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の売上債権とは異なる新たな金銭債権である。企業が保有する売上債権を電子化することで、ペーパーレス化による盗難防止やインターネット上で、迅速に取引ができるようになった。電子記録債権は、決済手段として活用することができる。

収益の認識基準は、出荷基準、引渡基準、検収基準が日商簿記検定2級の出題範囲となった。出荷基準、引渡基準、研修基準のいずれかを採用することで、収益を計上するタイミングが異なり、同時に、期末商品棚卸高の金額についても異なる。そのため、生徒に指導する時は、売上計上の有無と期末商品棚卸高の双方を説明しなければならない。

現在、サービス業を営む企業が多く存在しているため、役務収益・役務原価の会計処理についても日商簿記検定2級の範囲に追加された⁽³⁾。

(2) 引当金に関する項目

金銭債権に対して貸倒引当金の設定を行う場合がある。日商簿記検定2級では受取手形、売掛金、電子記録債権、貸付金に対して貸倒引当金の設定を行う。また、貸倒れの危険性が高いと判断された金銭債権は、他の債権と区別して個別により回収不能額を見積らなければならない。これを個別評価という。貸倒引当金を設定した場合の繰入額は、売上債権に対する繰入額であれば、損益計算書の販売費及び一般管理費の区分に表示し、貸付金に対する繰入

額であれば、損益計算書の営業外費用の区分に表示する。

貸倒引当金以外にも、返品調整引当金等の項目が日商簿記検定2級の範囲に追加された。

(3) 固定資産・有価証券に関する項目

研修会で検討した内容のうち、特に高等学校の先生方から、指導する内容が難しいとされたのが、法人税法や消費税法といった税法に関連した項目である。税法に関連する項目として、有形固定資産の割賦購入や株式保有による受取配当金に係わる源泉徴収税の取扱いがあげられた。

有形固定資産の割賦購入は、平成28年度の日商簿記検定改定から取り上げられているが、それ以前から企業会計上で研究されていた。William A. PatonとA. C. Littletonは、「信用制度の利用とともに、時間が真の原価の測定について重要な要素となってくる。この事実はしばしば現行の会計手続きのもとでは看過せられており、その結果即時払原価発生額が誤示されている」⁽⁴⁾と述べており、割賦購入による設備等の取得原価は総取引価格ではなく、即時払原価であるとしている。

中村忠教授も「固定資産を割賦購入する場合は、現金価格に比べて利子分だけ高くなっているはずである。・・・会計学的には現金価格をもって取得原価とし、利子部分は支払利息とするのが当然である」⁽⁵⁾と述べている。有形固定資産を割賦購入した場合には、一括払いにより購入した時よりも支払額が高くなることもある。企業会計上では、割賦購入価格と一括購入価格の差額を時の経過に伴う利息として考え、原則として、利息に相当する額は固定資産の取得原価に含めず区別して会計処理をする。

一方で、消費税法6条では「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものには、消費税を課さない」と示されており、消費税法施行令10条に「法別表第1第3号に規定する利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付けは、利子に対価とする金銭の貸付け(利子に対価とする国債等の取得及び前条第4項に規定する特別引出権の保有に伴うものを含む。)とする」と規定されている。

上記の規定に該当する項目として、消費税法施行

令10条3項9号に「割賦販売法に規定する割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る手数料で当該割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る契約においてその額が明示されているものを対価とする役務の提供」と規定されていることから、割賦手数料ないし割賦購入により発生した利息は消費税が課されないのである。

実務上でも、割賦による手数料等は、消費税法上、消費税の対象項目でない非課税項目となるため、消費税の対象項目である固定資産の購入代金と区別して処理することがある。このような実務的な側面を考慮して、有形固定資産の割賦購入が日商簿記検定2級の範囲に追加されたと考えられる。多額の設備投資をする際に、多くの企業は現金で一括購入せずに、資金繰りを考慮して分割払いを選択することが予想される。生徒の生活面からいえば、パソコンやスマートフォンを購入する場合、現金で一括購入しないで、分割払いを選択することが多いであろう。

受取配当金の源泉徴収税について、我が国では、シャープ使節団が昭和24年に公表した「Japanese Taxation By The Shoup Mission (シャープ使節団日本税制報告書)」(以下、シャープ勧告とする。)で取り上げられている。シャープ勧告によれば、「法人税については、われわれはこのことが法人の純課税所得から他の課税される内國法人から受けたすべての配当を除くことによつて非常に簡単にできることを勧告する。これは法人相互間の二重課税を回避できるのみならず、法人から適当な税が徴収されることを保証するものである」⁽⁶⁾と示されている。我が国の法人税法における受取配当の益金不算入は、シャープ勧告の法人税を所得税の先取りとする考え方に基づく制度である⁽⁷⁾。

受取配当金は、個人の立場では所得税法上、配当所得に該当し、給料と同じように収入金額から源泉徴収税額が差引かれる。配当金を受取るのが法人であれば、法人税額が確定される前に受取配当金の収入金額から源泉徴収税額が差し引かれた場合、確定する法人税額の前払いとして考え、源泉徴収税額を仮払法人税等として仕訳を行うのである。

上述した、項目以外にも自社利用目的のソフトウェア、子会社株式及び関連会社株式やその他有価

証券の処理といった項目が日商簿記検定2級の範囲に追加された。

実務においては、税法上の規定により会計処理をするケースがあるため、日商簿記検定の指導にあたっては、税に関する内容も踏まえて生徒に指導することが望ましいと考える⁽⁸⁾。また、1ヶ月単位で企業の財政状態及び経営成績が明らかになり、経営に役立つ資料を作成するために必要な月次決算の処理も日商簿記検定2級の範囲に追加された。

3. 高等学校での日商簿記検定指導の在り方

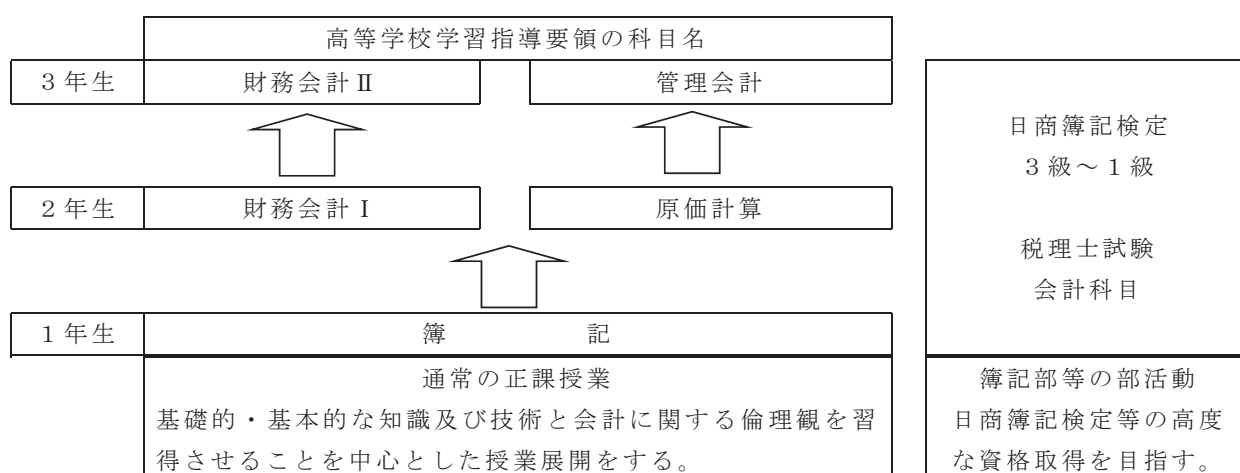
日商簿記検定の出題範囲が変化する中、高等学校の生徒に対して日商簿記検定を指導する場合の指導方法を考察する。

高等学校における簿記・会計の教育計画については、通常の正課授業において簿記・会計の基礎的・基本的な知識及び技術や倫理観といった内容を重視して生徒に習得させる。つまり、日商簿記検定等の高度な知識及び技術を要する内容は教育計画に反映させても良いが通常の正課授業では基本的に指導せず、簿記部等に所属している簿記・会計分野に興味関心のある生徒を対象に知識及び技術を習得させて受験させるのが妥当であると考えられる。

日商簿記検定の取得を生徒全員が望み、教育計画も受験を踏まえて編成していれば通常の正課授業において生徒に受験をさせても良いだろうが、商業科を設置しているすべての高等学校が、そのような教育計画を編成することが可能かといえば不可能である。生徒全員が簿記・会計に興味関心があるわけではなく、商品開発、情報処理、経済理論、租税法等といった項目に興味関心のある生徒も存在するため、簿記・会計に興味関心が弱い生徒に日商簿記検定を受験させ、指導を行えば、学習意欲が減少することは明確である。例えば、野球に興味関心のある生徒は甲子園を目指し、苦しい練習にも耐えることができるが、クラス全員で体育の時間に甲子園を目指す生徒の練習量と同じ課題を与えれば体育を嫌いになる生徒が現れるであろう。

商業科の高等学校のうち、秋田市立秋田商業高等学校のビジネス実践による「キッズビジネスタウン」⁽⁹⁾の事業や愛知県立岡崎商業高等学校の商品開発による「天下シリーズ商品」⁽¹⁰⁾の事業等、ここには取り

図1 「高等学校における簿記・会計教育計画の提案」



(注)：文部科学省「高等学校学習指導要領解説 商業編」実教出版，平成22年1月，10頁。を参考にして筆者作成。

上げていないが簿記・会計分野の資格取得以外にも、すばらしい功績をあげている高等学校も多く存在する。このような、商業の各専門分野で、知識及び技術を駆使しながら実績を示すことができる能力こそ文部科学省が平成22年1月に公表した「高等学校学習指導要領解説商業編」に示されている「スペシャリスト」⁽¹¹⁾であり、このような人材を多く輩出させるためにも、生徒の学習意欲を向上させるような教育計画を作成しなければならないのである。

授業の内容については、学校の方針や教員の創意工夫で充実した授業展開を行えばよいが、日商簿記検定を扱う簿記部については、顧問を中心とした指導者が教育計画を作成して生徒に効率よく資格を取得させなければならない⁽¹²⁾。

4. 研修会を終えて

平成28年度から平成30年度まで段階的に日商簿記検定2級が改定される。研修会では、簿記・会計の分野に興味関心のある生徒の、日商簿記検定や税理士試験をいった高度な資格の取得を挑戦したいというニーズに対応するためには、簿記部等の部活動により、資格取得を目的とした教育計画を作成して指導を実施することが望ましいと提案した。

全国商業高等学校協会が主催する簿記実務検定試験の受験は、生徒の学習意欲の向上を狙えるため、指導上、検定試験を重視して、問題の解き方を中心

とする授業にならないように教員が注意をすれば、簿記実務検定試験については、正課授業の内容に組み込んでもよいと考える。

生徒の指導は年々と難しくなっているように思える。教員は指導方法を、その時代にあわせて対応させなければならない⁽¹³⁾。簿記・会計教育をより発展させるためには、その時代に応じた教育計画を新たに構築しなければならないのである。上述した内容により、研修会を終了した。

-
- (1) 大学では、入試の際に資格を取得している者に対して有利になる評価方法を採用していることがある。(株)リクルートが平成26年に調査した「企業が求める資格」に日商簿記検定2級が1位、公認会計士が4位、日商簿記検定1級が7位にランクインしていることから、企業側も簿記・会計資格を取得した人材を有利に評価していることが読み取れる。
- (2) 全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)は、電子記録債権法にもとづく電子債権記録機関として、平成22年6月に一般社団法人全国銀行協会の100%子会社として設立され、平成25年2月18日にサービスの提供を開始した。
株式会社全銀電子債権ネットワーク HP
URL: <https://www.densai.net/company>。(アクセス:平成28年12月9日。)
- (3) 中小企業庁が平成28年7月に公表した「中小企業白書(2016年度版)」によれば、我が国の全企業のうちサービス業を営む企業の割合は35.8%であり、比較的高い数値を示している。
中小企業庁「中小企業白書(2016年度版)」平成28年7月,577頁。
- (4) William A. Paton, & A. C. Littleton. An Introduction to Corporate Accounting Standards, American Accounting Association, 1940, p.29。(中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店,昭和33年,49頁。)
- (5) 中村忠『新版 財務諸表論セミナー』白桃書房,昭和62年,43頁。
- (6) 都留重人・平田敬一郎解説『税制の改革 シャウブ勧告全文(日本税制報告書)』日本経済新聞社,昭和24年,139頁。
- (7) 金子宏『租税法〔第18版〕』弘文堂,平成25年,310頁。
- (8) 平成元年の高等学校額指導要領では、税務会計の科目が設置されていた。このことから、税に関する知識が重要であったことが読み取れる。現行の高等学校学習指導要領で示されている「ビジネス基礎」科目においても「企業活動と税」という項目が追加されている。今後、日商簿記検定の指導に当たっては税に関する知識を教員側で深める必要があると考える。
- (9) 秋田市立秋田商業高等学校 HP
URL: <http://akisho.ed.jp/business/> (アクセス:平成28年12月8日。)
- (10) 愛知県立岡崎商業高等学校 HP
URL: <http://www.okazaki-ch.aichi-c.ed.jp/okashop/okashop.html> (アクセス:平成28年12月8日。)
- (11) 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 商業編」実教出版,平成22年1月,3頁。
- (12) 日商簿記検定の指導については、千葉商科大学会計教育研究所(瑞穂会)のHPを参照されたし。
千葉商科大学 会計教育研究所 HP
URL:<http://www.cuc.ac.jp/iaer/mizuho/index.html> (アクセス:平成28年12月10日。)
- (13) 簿記の重要性について、平成28年12月14日付けの日本経済新聞においても取り上げられている。

長期的な会計教育 - 瑞穂会での取り組みの検討 -

吉川 博司
久保田俊介

1. はじめに
2. 職業会計人の必要性和課題
3. 瑞穂会での取り組み
4. 長期的な会計教育の実例と教育課題
5. むすびにかえて

1. はじめに

わが国では、International Financial Reporting Standards (IFRS：国際財務報告基準(以下、「IFRS」とする。))とのアダプションや税務処理の複雑化等により職業会計人がますます必要である。しかしながら、税理士や公認会計士(以下「会計士」とする。)の受験者数は年々減少傾向にある。税理士試験受験申込者は平成22年度の延べ62,996人から平成28年度では延べ44,044人と減少しており、公認会計士試験受験申込者は、平成18年度20,796人から平成28年度10,256人へ急激に減少している¹。また、東芝の不正会計問題(粉飾決算)など職業会計人に倫理観が欠けてきていることも少なくなく、今後倫理観を備えた職業会計人が必要となり、大学における会計教育の重要性が高まっていくと考えられる。

最近の傾向として高等学校と大学との連携(以下、「高大連携」とする。)が盛んに行われている。この連携についてのメリットは、高等学校3年間及び大学4年間で合計7年間に及ぶ長期的な教育が可能である点にある。平成28年度3月に高等学校卒業者の大学への進学率は54.86%であり、平成元年の30.66%から大きく上昇している²。このデータから見ても今後大学への進学率はますます上昇し、それに伴い高大連携も大きなメリットがある。また、高大連携と同じように大学と大学院についても連携を盛んに行うことで大学4年間と大学院2年間で合計6年間勉強する時間を確保し、長期的な教育が可能となり大きなメリットがあると考えられる。

このような社会状況の変化から今後の会計教育については高大連携や大学と大学院の連携のような長期的な教育が重要である。そこで本稿では、現在千葉商科大学会計教育研究所で行っている会計教育の実践の場である「瑞穂会」(以下「瑞穂会」とする。)で行っている活動により、長期的な会計教育の重要性を検討し、現在の会計教育の課題の解決として瑞穂会での取り組みを考察することとする。

2. 職業会計人の必要性和課題

(1) 現状の社会環境

現在、日本における会計はIFRS³とのアダプションが広く議論されており、今後会計処理方法が大きく変わっていき、また、税務処理についても国際的に活躍する企業が多くなりその記帳技術も高度になっていくと考える。

こうした需要がある一方、東芝の不正会計問題など財務諸表監査をしている監査法人自身が倫理観にかけた虚偽の申告をする問題もある。東芝の不正会計について西條都夫氏は「財務情報が信を失えば、そもそも株式市場は成り立たない。」⁴と指摘している。また、監査法人は監査対象法人から多額の監査料を受取るというビジネスモデルにより粉飾決算について見逃しが生じる⁵。このようなビジネスモデルからも粉飾決算について指摘しづらい点がある。しかしながら、監査人は不正の端緒を見つけたら適正な決算処理を企業に促すのが会計士の仕事であり、企業が受け入れて修正に応じなければ監査法人は適正な財務諸表と保証することはできなくなる⁶。

以上のように、社会における職業会計人は必要性が増しているが、倫理観が欠如した職業会計人も存在するのが現状である。このような現状から大学における会計教育においても倫理観を兼ね備えた会計教育が必要であると考えられる。

(2) 大学教育の課題

上述してきたように、現在の社会環境を考えると高度に専門的な職業会計人が必要とされているが、現時点での大学教育の問題点として柴健次氏によれば「商業高校では、入学時に生徒が一斉に簿記会計の学習を始めるという点で学習段階にバラツキがないのに比べ、大学では入学時にすでに簿記会計の基礎ができている者もいれば、高学年から簿記会計

の学習を始めるものまでいて、概して、学年と学習段階が一致していない。」⁷との問題があり、さらに、「大学における会計教育の課題として、積み上げ式学習ではなくてレベルの異なる科目を自由に受講できる弾力的なカリキュラムが必要であること」⁸と指摘されている。この点の大学の問題点として、すべての学生に対して基礎から簿記会計を教えるようになっており、すでに商業高校などで簿記を習ったことがある学生に対しても基礎から簿記会計を教える流れが多く、ある程度高校で習ったことがある学生については物足りなさを感じさせてしまっている。

(3) 会計教育の対象者

青木茂男氏は、会計教育は一般教養であり、専門家のための会計学ではなく一般社会の人たちの常識としての会計が重要⁹と指摘している。

会計教育は、将来経済社会で活躍する人材を育成し、会計水準を継続的に維持・向上するためになされるべきであるが、時代のスピードはますます速くなっているため学習指導要領の改定等を待つてはられない¹⁰と増子敦仁氏の指摘する声もあり、会計教育には素早い対応が求められると考える。さらに、「会計教育は、経済・金融を含めた投資教育の一翼を担うものであると同時に、いまや会計プロフェッショナルやビジネスパーソンのみならず、広く国民一般を対象にしなければならない局面にあるといえる。」¹¹と指摘しており、会計教育は一般の人も含めた広義の意味で必要であると述べている。

阿部仁氏は会計教育の対象者を職業会計人、会計業務に携わる社会人、学生、社会人に分けられると図表1のように¹²指摘している。

このように、それぞれ会計教育の必要性は異なっ

ている。また、大学院での教育について染谷恭次郎氏は、会計士になる人たちの勉強の場や企業の財務担当になるような専門職業家を養成するという意味も大学院にはある¹³と指摘している。

(4) 今後の会計教育

現在の教育について永守重信氏は、「学生の就職人気ランキングには有名な大企業が多く、業績がよくなっても上位に並んでおり、これから伸びる会社に入って大きくしようとする学生が少ない」¹⁴と指摘している。このような点からも、会計教育は会計を仕事にする者以外にも大きな意味がある。

これからの会計教育として、「財務報告の比較可能性や信頼性の向上、管理会計面での業績尺度の共有、国際社会で通用する人材の育成など様々な面で大きなメリットをもたらすであろう。」¹⁵としており、会計についての倫理観では、「国際社会で通用する会計の知恵、会計の心、高度な倫理観と正義感に根ざしたアカウンタビリティの基本を啓発するとの基本理念のもとに、『覚える会計学』から『考える会計学』への転換という言葉に端的に示されるような、わが国会計教育の大胆かつ斬新な意識改革…略…を主体的に断行していかなければならない。」¹⁶と指摘している。

会計教育は実学教育であり、会計データは企業を洞察する資料を提供する点にある¹⁷。また、教育の目的は、行動を教えることではなく、課題について自己の知識と経験を問題解決にどう利用していくかを教えることが重要である¹⁸。

図表1 「会計教育の対象者と分類」

①職業会計人	制度変化が速く、企業活動の多様化・複雑化によりカバーすべき領域が拡大している。
②会計業務に携わる社会人	実践的かつ実務的な内容の履修を望んでいる。
③学生	高校や専門学校では資格試験を重要視、大学では思考を重要視している。
④社会人	広く一般社会の人々が社会生活を行う上で必要な知識を必要としている。

(出所) 阿部仁「会計教育の現状と課題」『福山大学経済学論集』、27(2)、福山大学経済学研究会、2003年3月、pp.220-222より筆者作

3. 瑞穂会での取り組み

(1) 瑞穂会での活動

実務的な資格として、日本商工会議所簿記検定（以下「日商簿記検定」という。）の1級は、「難易度の高さから公認会計士や税理士といった職業会計士になるための登竜門と位置づけられ、2級以下においても、簿記・会計の習熟度を量る尺度として広く社会に認知されて今日に至り、多くの受験生を集めている。」¹⁹と評価されている。

瑞穂会では、日商簿記検定1級から3級及び税理士試験の会計科目の講義を行っており、簿記のレベルに応じて段階的に資格を取得できる点にメリットがある。このようにレベルごとに異なる会計教育が行われている点で大学の問題を解決していると思われる。瑞穂会は、千葉商科大学の全学部を対象とした講義であり、資格取得を目指した学生に対して無料で講義を行っている。

(2) 受験者数及び合格率の推移

図表2の「全国での受験者数及び瑞穂会の受験者数の推移（日商簿記検定3級）」を確認すると、3級受験者数は、第126回の検定試験を境に年々減少傾向にある。また、図表3の「全国での受験者数及び瑞穂会の受験者数の推移（日商簿記検定2級）」を確認すると2級受験者も、第123回の検定試験を境に年々減少傾向にある。この点については、日商簿記検定の範囲改定や簿記離れが問題としてあるが、瑞

穂会で受験している学生の数には大きな変化はないと考えられる。

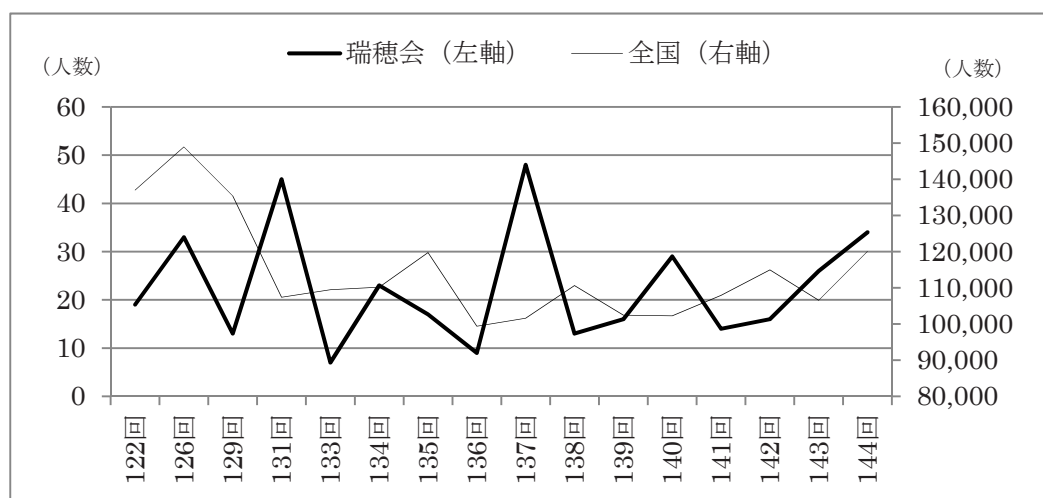
瑞穂会受講者の特徴としては、3級は学部の授業で取得して、2級で瑞穂会を利用することが多く2級の受講者が近年増加傾向にある。しかしながら、近年2級の試験は合格率が減少傾向にあり瑞穂会所属の学生も1回目ではなく2回3回と複数回受験することが多くなってきたようである。

図表4の「全国における日商簿記2級及び日商簿記3級合格率推移（122回～144回検定）」を確認すると、3級の第122回から第144回の平均合格率は40%であり、第141回及び第142回の合格率が低いようであるが、目立った合格率の変動はないように感じる。

また、2級の合格率を確認すると、第122回から第144回の平均合格率は28%であり、近年の試験である第141回、第142回及び第144回は10%台の非常に低い合格率が目立つようになってきており、2級の合格率は今後20%前後で推移していくと考える。

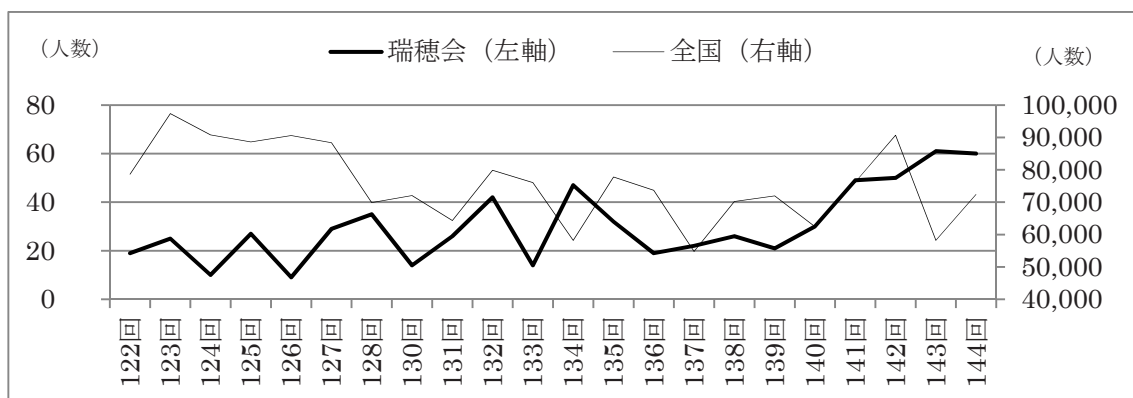
上記で確認してきたように、日商簿記検定では受験者が減少傾向にある。さらに、2級では近年合格率が低い傾向にあることを確認した。しかしながら、瑞穂会所属の学生の受験者数には大きな変動はみられず、特に、2級では合格率が低いことで複数回受験する学生が増えさらに試験範囲の改定もあり

図表2 「全国での受験者数及び瑞穂会の受験者数の推移（日商簿記検定3級）」



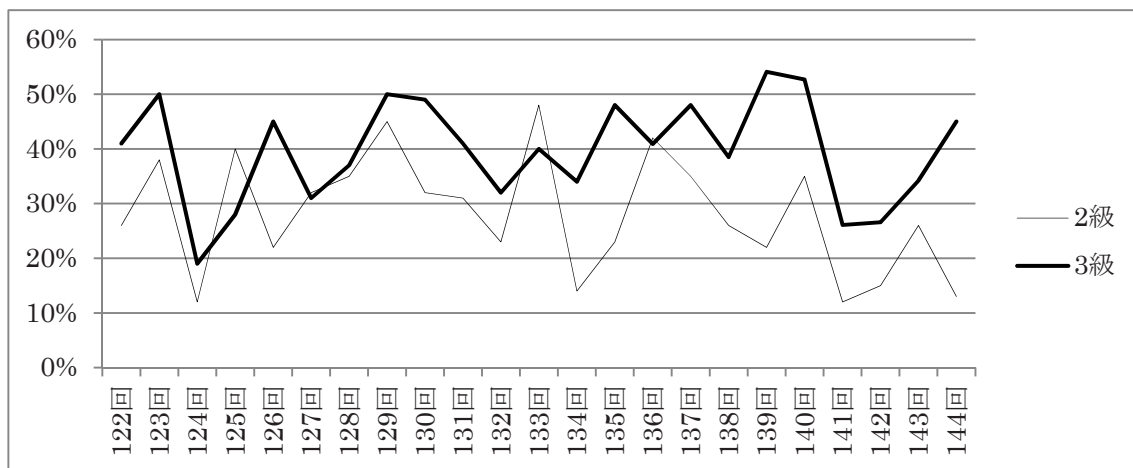
(出所) 日本商工会議所『簿記 受験者データ』
(<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/candidate-data> (2016年12月26日)) 及び瑞穂会の受験者データより筆者作成。

図表3 「全国での受験者数及び瑞穂会の受験者数の推移(日商簿記検定2級)」



(出所) 日本商工会議所『簿記 受験者データ』
 (https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/candidate-data (2016年12月26日)) 及び瑞穂会の受験者データより筆者作成。

図表4 「全国における日商簿記2級及び日商簿記3級合格率推移(122回～144回検定)」



(出所) 日本商工会議所『簿記 受験者データ』
 (https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/candidate-data (2016年12月26日)) より筆者作成。

学生が増加傾向にある。

4. 長期的な会計教育の実例と教育課題

(1) 長期的な会計教育の実例

長期的な教育によるメリットは、職業会計人としての倫理観を備えられる点と高度な資格に挑戦できる機会ができる点にある。以下に瑞穂会での長期学習を例示する。

(ケース1) 高等学校から大学まで簿記を学習した学生

高等学校時代に日商簿記2級まで取得し、大学入学後瑞穂会で日商簿記1級を取得し3年生の8月に税理士科目を3科目合格し、4年生の8月で残り2科

目を取得し大学在学中に税理士試験に合格した例²⁰
 (ケース2) 大学から大学院まで簿記を学習した学生

大学に入学したのち、瑞穂会で日商簿記1級に合格し大学院に進学することにより税理士試験に合格しようとする学生の例

上記のように、税理士試験に合格しようとする学生はその多くが、長期的な学習時間を要しており、大学の4年間だけでは税理士試験のすべての科目について合格することは難しい。このケースからも今後職業会計人になるうえで、長期的な会計教育は必要不可欠であると考えられる。

この長期的学習については、高大連携や大学大学院連携の他に大学自体を4年制から6年制にして長

期的学習時間を確保すべきであるとの声もある。川村雄介氏は、大学には大きな改革が必要であり、大学は6年制にして社会に出るのは24-25歳でいいという指摘²¹をしている。また、現在の大学の問題として「かつて大学4年の10月から就活が始まったが、今や事実上1年以上早まっている。企業は学生に勉強せよと言っておきながら、就活の前倒しでそれを妨げている。」²²と指摘しており、現在大学では4年間のすべてを学習する時間に充てることはできていない点を問題視している。

上記のように、大学4年間だけの学習では不十分な点が多くあり、これから長期的な学習時間を確保するために議論すべきである。

(2) 教育課題

検定試験については、メリットとデメリットがあると指摘される場合もあり、学生からの意見として「メリットについて答えた学生の意見は、①就職活動時に有利に働く。②合格すると自信ができる。③簿記検定合格目標のためにやる気が起きる。④ビジネスにすぐに役立つ、等である。」²³

しかしながら、デメリットとしての意見は「①検定試験程度では、本当に実社会に出てから、役に立つのか疑問に思う。②検定に合格しても応用力が利くとは限らない。③簿記原理の軽視等の意見がみられる。」²⁴

このような点からメリットとしては、将来社会で使えるという具体的な要素とやる気や自信といったポジティブなものが多い。デメリットとしては、実際に使えるかどうか分からないといった不安要素が強いように感じる。

5. むすびにかえて

上記で検証してきたようにわが国では、簿記受験者は減少傾向にあるが、今後IFRSとのアダプションや税務処理の複雑化から社会全体として職業会計人が広く必要とされていくと考える。この点について千葉商科大学商経学部では初級簿記を必修とし、さらに、資格試験に挑戦したい学生については、瑞穂会にて日商簿記検定1級～3級までの講座を無料で開講しており、その後、税理士試験の会計科目までの指導を行っている。大学教育の問題点として商業高校から進学してきた学生と普通高校から進学し

てきた学生との簿記レベルの違いについても瑞穂会では日商簿記検定1級～3級までの講座を年に3回募集しており、それぞれのレベルにあった教育がなされていると考えている。また、瑞穂会では、税理士希望の学生に対して大学院への進学も踏まえ長期的な会計教育を進めることで倫理観を踏まえた職業会計人の育成に取り組んでいる。

しかしながら、一方で最近の日商簿記検定は、毎年試験範囲が改定され、さらに、年々合格率が減少傾向にあることから合格することの難易度は高くなってきている。このような状況の変化から今後の課題としては、不合格になった学生に対して粘り強く勉強するためフォローが大事になってきていると考える。

-
- 1 税理士試験受験者推移については、国税庁『平成28年度税理士試験結果』『平成23年度税理士試験結果』(<http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm> (2016年11月30日))。
 - 2 会計士試験受験者については、公認会計士・監査審査会『平成18年度公認会計士試験の合格発表の概要について』『平成28年度公認会計士試験の合格発表の概要について』(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html> (2016年11月30日))を参考にされたい。
 - 3 高等学校卒業者の大学への進学率については、文部科学省『平成元年度高等学校卒業者の状況調査』『平成28年度高等学校卒業者の状況調査』(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528> (2016年12月1日))を参考にされたい。
 - 3 金融庁によるとIFRSを適用している企業数は、2016年7月15日時点で121社となり、2015年末より2割増えている。日本経済新聞2016年7月23日朝刊p.5
 - 4 日本経済新聞2016年9月19日朝刊p.5
 - 5 日本経済新聞2016年4月17日朝刊p.19
 - 6 日本経済新聞2015年12月2日朝刊p.15
 - 7 柴健次「再度、会計教育研究の本格化を望む」『企業会計』、63(12)、中央経済社、2011年12月、p.7
 - 8 同上、p.8
 - 9 青木茂男他「座談会／会計教育のあり方」『企業会計』、27(6)、中央経済社、1975年5月、p.57
 - 10 増子敦仁「わが国における会計教育の現状と課題」『経営論集』、67、東洋大学経営学部、2006年3月、p.126
 - 11 同上、p.123
 - 12 4つの分類方法については、阿部仁「会計教育の現状と課題」『福山大学経済学論集』、27(2)、福山大学経済学研究会、2003年3月、pp.220-222を参照されたい
 - 13 青木茂男他、前掲論文(注9)p.59
 - 14 日経新聞2016年1月13日朝刊p.29
 - 15 橋本尚「国際財務報告基準と会計教育」『税経通信』、64(7)、税務経理協会、2009年6月、p.38
 - 16 同上、p.38
 - 17 A.C.Littleton, the purpose of Accounting Education Proceedings of International Conference on Accounting Education, 1962.10, 徐龍達訳「リトルトン教授『会計教育の目的』」『会計』、87(2)、森山書店、1965年2月、p.143
 - 18 同上、p.147
 - 19 増子敦仁、前掲論文(注10)p.126
 - 20 税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的」としており、試験は、会計学に属する科目2科目と税法に属する科目3科目を取得することが必要である。なお、税理士試験は科目合格制をとっており、1科目ずつ受験してもよいことになっている。
 - 21 国税庁『税理士試験の概要』(<http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/gaiyo/gaiyou.htm> (2016年12月7日))を参照されたい。
 - 21 日経新聞2016年2月24日朝刊p.31
 - 22 同上、p.31
 - 23 脇山昇「会計教育の再検討(3)」『社会文化研究所紀要』、48、九州国際大学社会文化研究所、2001年7月、p.149
 - 24 同上、p.149

簿記・会計教育における 包括的指導計画の提案

相原 安澄

1. はじめに
2. 初学者を対象とした簿記・会計教育
3. 包括的指導計画案
4. 包括的指導による成果
5. むすびにかえて

1. はじめに

高等学校における簿記・会計教育の初学者を対象とした指導において、授業だけでは知識及び技術を習得することが困難な生徒もいることが現状である。生徒の理解力はそれぞれ異なり、一斉授業だけで知識及び技術を身に付けることは初学者にとって難しい。このような生徒に授業だけではなく、補習を行うことで簿記・会計における基本的知識を身に付けさせることができるのではないだろうか。

商業高等学校(以下「商業高校」とする。)では検定試験や、授業で苦手意識をもった生徒に対して授業外で補習をすることが日常となってきた。このような状況の中、高等学校学習指導計画において補習に関する事前的な計画は制度として確立されていない。よって、授業と補習を効果的に行い、生徒の精神面も支援しながら、包括的に指導することで、より一層の理解力を深めることができるのではないかと考える。

本稿では、包括的指導計画を提案し、初学者を対象とした簿記・会計教育における今後の課題について考察していく。包括的指導計画とは、授業と補習を前提とした指導計画であり、また精神面の支援も合わせ指導していくことを表している。

2. 初学者を対象とした簿記・会計教育

(1) 高等学校における商業教育の目的

我が国の文部科学省が平成21年3月に公表した高等学校学習指導要領において、「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観

をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。」⁽¹⁾ことが教科「商業」の目標として掲げられている。特に簿記・会計分野は、商業科目で最も重視している分野として、これからの経済社会の発展を図るために重要な科目となっている⁽²⁾。

簿記の目的は、「簿記に関する知識と技術を習得させ、その基本的な仕組みについて理解させるとともに、適正な会計処理を行う能力と態度を育てる。」⁽³⁾と示されている。この科目のねらいは、「取引の仕訳、勘定記入、決算など簿記に関する知識と技術を習得させ、簿記の基本的な仕組みについて理解させるとともに、企業会計に関する法規や基準の変更に対応して、企業における日常の取引について適切な会計処理を行う能力と態度を育てること」⁽⁴⁾としている。このように基本的知識と技術を習得させ、適切な能力を育むことが目的であるが、簿記・会計の初学者にとって容易なことではない。

柴健次氏によれば、「商業高校では入学時に生徒が一齐に簿記会計の学習を始めるという点で学習段階にバラツキがないのに比べて、大学では入学時に既に簿記会計の基礎ができている者もいれば、高学年から簿記会計の学習を始める者までいて、概して、学年と学習段階が一致していない」⁽⁵⁾としている。しかし、初学者を対象とした簿記・会計教育は一斉授業をしていく中で、どうしても個人差が出てくるものであると考える。

最初に簿記を学ぶ段階で内容を十分に理解できない生徒がいる。そうなる苦手意識も出てきてしまい、知識を吸収しようとしなない。そして、学年が上がるにつれ、簿記・会計が選択科目となっていく場合、嫌いになった生徒は今後、簿記・会計に触れることはないだろう。

A.C. Littleton氏は「教育の目的は、行動を教えることで満足すべきではない。所定の課題を人々に、どのように学び、どのように考え、また、どのようにして自己のもつ全知識と経験を、手近にある諸問題の解決(bear on)にもたらすかを教える手段(vehicle)として利用することは、いっそう重要なことである」⁽⁶⁾と述べている。また、「会計は自己のからにとじこもって学んではいけない。隣接分野からもたらされる重要なアイディア(idea)や強いて

興味をもたせる概念 (compelling concept) も、会計教育の一形態である」⁽⁷⁾とも述べている。このように、簿記・会計教育を通して様々な面から支援していくことが求められている。

(2) 自信を付けさせる目的

簿記・会計に触れる生徒を増加させるには、導入段階で簿記・会計に興味をもたせることが重要となってくる。脇山昇氏が「簿記の資格取得によって得られるものは、実社会に出てからの実践力だけでなく、取得できたという本人の自信である」⁽⁸⁾と述べているように、基本的知識と技術を習得させるとともに、目標達成において自信を付けさせることが必要である。

また、「簿記検定試験は生徒の学習意欲を刺激するうえで、有効な動機づけになっており、これを目標に積極的に学習する生徒が多い」⁽⁹⁾や、「生徒に目標をもたせ学習意欲を向上させる手段として主に用いられているのは検定である」⁽¹⁰⁾という見解もあるように、目標を検定とすることで明確な目標を掲示することができる。なぜならば、範囲全体を通して知識や技術の確認ができ、合格点が決まっているためである。高等学校の定期試験においては、単元ごとの理解度を図ることは可能だが、全体を通しての理解度の確認が難しくなる。よって簿記・会計の知識及び技術が身に付いていることの確認は、検定試験を通して行ったほうが効率的である。しかし、検定試験の合格だけで生徒の評価をしてはいけない。授業での意欲・関心・態度も含め、生徒の努力も評価する必要がある。

高等学校での評価方法では絶対評価が基本であるため、検定試験合格を基準に照らして評価することが可能になる。絶対評価とは、あらかじめ学習到達度を定め、その基準と学習活動の成果を比較し、基準を達成したかどうか、どの程度達成したかで評価する方法である。教育目標と直接的な比較を行えることや個人の努力が評価されやすいという利点がある。しかし、集団内での位置を知ることができない、教育観での成績の比較をしにくいという観点もある⁽¹¹⁾。このように、簿記・会計を苦手としている生徒や、理解力があつたとしても検定試験で失敗してしまった生徒の成績が悪くなってしまう。そのため、絶対評価

だけではなく、生徒の努力の過程を評価するポートフォリオ評価も併せて行うことが適切ではないかと考える。

ポートフォリオ評価とは、特定の目的に沿って学んだ事柄を多様な評価手段を使って長期間にわたって収集したものである。一人ひとりの個人内評価を継続して行うことができるため、総合的な学習の時間の評価方法として注目されている⁽¹²⁾。そうすることで生徒各々の努力と理解度を点数ではなく、文章で評価することができる。しかし、絶対評価は客観的に点数や検定試験での結果で評価をすることができるが、それに比べ、ポートフォリオ評価では、主観的な評価になってしまう恐れがあるため、複数人の教員で評価するなど注意が必要である。

ところで、簿記・会計に対して理解力の高い生徒は検定試験に向けて学習していくが、簿記・会計に苦手意識をもってしまった生徒は、目標を検定試験と設定しても、意欲が出ない。このように、苦手とする生徒に対して包括的に指導を実施し、簿記・会計に興味関心をもたせるとともに、知識を身に付けることが必要である。しかし、学習意欲のない生徒には様々な原因が考えられ、すべての生徒にとって検定試験が動機付けになるとは限らない⁽¹³⁾。むしろ不合格になった生徒はやる気をなくすことが多く、合格した者はそれ以上学習しないという状況も出てきている⁽¹⁴⁾。

生徒が検定試験を目標として学習していく過程で、検定試験だけのための指導になってはならない。また、より上級の検定試験を目指す生徒もいる一方、合格できない生徒も出てくる。検定試験に合格することで自信が付き生徒もいるが、合格できなくても学習していく過程で何か得ることができるのではないかと考える。それは、自分に対する自信である。自分自身がどのくらいの知識を得て、今までどれだけ努力してきたか、その過程が自信となる。一度の検定で合格できなくても、その自信があれば再び挑戦し、合格につなげることができる。再び検定試験に向かう姿勢、学習する環境を作り、生徒の気持ちも支援していくことが教員の役割であると考えられる。

(3) 自信を付けさせる必要性

簿記・会計を苦手とする生徒に自信を付けさせることでどのようなメリットがあるか。自信をもたせることのメリットは2つ挙げられる。

1つめは、人間性を高められること。「会計は自己のからにとじこもってはいけない」⁽¹⁵⁾とA.C. Littleton氏が述べているように、会計を通して一般的知識も吸収しなければならない。また、様々な方向から会計について考えていかなければならない。高等学校学習指導要領によると商業科の目的は「ビジネスの諸活動を主体的、合理的、かつ倫理観を持って行い」⁽¹⁶⁾とあるが、社会に生き、社会的責任を担う職業人として、様々な人と円滑にコミュニケーションを図り、利益の追求や与えられた業務の遂行だけでなく、法令を遵守することや、倫理観を醸成し、社会の信頼を得てビジネスの諸活動に取り組むことのできる人材を育成することを意味している⁽¹⁷⁾。

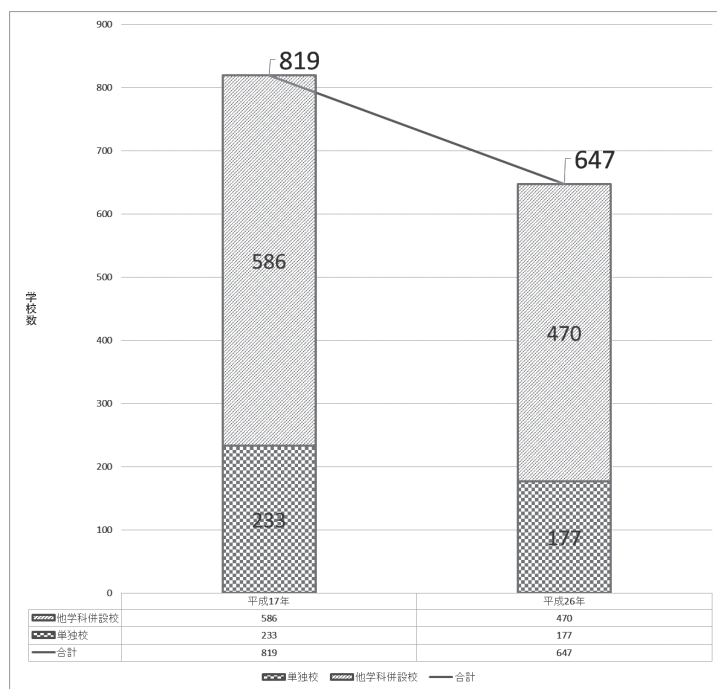
簿記・会計を通して、倫理観のある生徒を育てていくこと、自分という人間を表現できるよう支援していくことが求められる。近年、自分を表現できず、コミュニケーション能力が低下してきている生徒が

増加しているように感じる。簿記・会計はビジネス社会に出てからも活用していくものであるから、同時にコミュニケーション能力を育てていかなければならない。目標を掲げ、努力していくことで自信をもつことができる。自信をもつことで商業の目的でもある、人間性を高めることにつながるのである。

2つめは、簿記・会計分野から商業高校の需要を高めることである。近年、教科「商業」を設置している高等学校が減少してきている。文部科学省が公表している学校基本調査の結果によると、商業に関する学科設置学校数は、平成26年、単独校177校、他学科併設校470校で合計647校である⁽¹⁸⁾。しかし平成17年は233校、586校で合計819校であった⁽¹⁹⁾。約21%大幅に減少している⁽²⁰⁾。これは生徒に対して商業に興味関心をもたせる機会が少なくなっているということを表している。

簿記・会計を苦手とする生徒にも興味を持たせ、自信を付けさせないと、職業会計人は減少し、商業高校数のさらなる減少も予想される。また、商業教育の目的も未実現となる。対策として、商業科の武器である、資格取得によって高等学校を支えていくことである。簿記・会計の資格取得により、進学率・

図表1 「教科「商業」を設置している高等学校数の推移」



出所：全国商業高等学校長協会『学習指導要領改訂への提言（中間まとめ）』平成27年10月、4頁を参考に著者作成。

就職率がともに上がっていくと、高等学校の名が広まるであろう。そして、これから高等学校に進学しようとしている児童・生徒に商業科という魅力を伝えることが求められる。

教科「商業」は高等学校から設置されているため、中学生の段階で商業高校を目指したいと思っている生徒は少ない。また、すべての高等学校で設置されているわけではないため、認知度が低い。早い段階から商業という教科があるということを認知して欲しい。

商業高校の認知度を高めるための啓蒙活動の1つとして運動部が全国大会で活躍するということが挙げられるが、スポーツ目的で商業高校に入学するのではなく、簿記・会計に魅力を感じて志望する生徒が増えてほしいと考える。そうすると商業高校の需要が増え、教科「商業」を設置している高等学校数も増加していくであろう。

(4) 自信を付けさせる手段

では、どのように自信をもたせればよいのか。スポーツに置き換えて考えてみる。県大会で優勝することを目標とし、部活動の練習に励む。目標を達成するために努力する。そして部活動の練習では補えきれない、自分の苦手なところを部活動の練習時間外に見直し、何度も練習をする。今まで自分が努力してきたという自信をもって大会に臨むことができ、その結果、目標を達成することにつながる。目標が達成できなくても自分自身の現在の能力を確認することができる。そうすることでその競技に対する自信と自分の努力に対する自信が身に付く。そして次は全国大会で優勝するといった、より大きな目標を掲げることができる。

これを簿記・会計で考えてみる。検定試験合格を目標とし、授業で基礎・基本的知識を身に付ける。目標を達成するために学習する。そして自分の苦手分野を解決するために授業では補えきれない分野を補習する。自分が学習してきたという自信と知識をもって検定に挑戦することができる。その結果、合格することができる。合格することができなくても現在の自分の能力を知ることができる。そうすることで簿記・会計に対する自信をもつことができる。そして、より上級の学習へと高い目標を設定するこ

とにつながるのである。

このように、スポーツという部活動の時間は、簿記・会計でいう授業を表し、大会は、検定試験を指している。どちらにも共通することは、定められた時間だけでは、目標達成に向けての練習(学習)が足りないということである。自信を付けるには誰よりも努力することである。そのために簿記・会計を苦手とする生徒に対しても時間をかけて補習をし、授業と合わせて包括的に指導していくことが求められる。今まで生徒が一人で解決不可能であった問題を1つでも理解できた時、自分の中に佇んでいた壁を1つ乗り越える。小さなことに思えるが、これが自信へと続く、大きな第一歩であると考え。このように少しずつ自分の可能性を広げていくことが自信へとつながっていく。生徒の努力も必要だが、それよりも簿記・会計に対する生徒の高い意識を導き出す指導が必要である。

3. 包括的指導計画案

どの教育現場においても各々の生徒の理解能力が異なるため、一斉授業だけでは自信をもたせるための指導が不可能である。基礎学力が低いから学習が必要であると主張する前に、どうすれば基礎学力を身に付けさせることができるかを考え、教材内容を工夫すべきである⁽²¹⁾という指摘がある。しかし、全員が理解できるような工夫した授業を展開すればいいと考えることもできるが、教育現場はそんなに甘くない。一斉授業に遅れをとってしまう生徒がいることを常に気にかけていかなければならない。授業だけではなく、授業外で補習をすることである。また、生徒の質問に対していつでも対応できる時間をあらかじめ確保することも必要である。

このことから、高等学校学習指導要領で示されている内容に基づき、簿記・会計の授業だけではなく、それとは別に、検定試験のための授業や授業に遅れをとってしまった生徒を対象とした補習を事前に設けることを提案する。簿記・会計の授業を通して資格取得を目指すとなると、どうしても検定試験のための授業になりがちである。また一斉授業において、授業中に遅れをとっている生徒をサポートすることは難しい。高等学校の授業というものは、確かな学力・豊かな心・健康な体の3つから成り立って

いる「生きる力」を育む教育を目指している。よって、簿記・会計の授業が検定試験のための授業になってはならないし、遅れをとっている生徒を放っておくわけにはいかない。また、数多くの学校が検定のための補習を行っているのが現状である⁽²²⁾。

高等学校の学習指導計画は、授業のみの計画であって、補習の計画はあまり触れられていない。資格取得を目指す商業高校は、どのような学校でも、補習を行っていることであろう。ならば、学習指導計画の段階で、検定試験のための授業の設置と補習を一つにまとめて指導していくことを前提に授業を組み立てることが可能であると考え。

初学者を対象とした簿記・会計教育の教育計画の

1つとして、千葉商科大学会計教育研究所の会計教育実践の場である「瑞穂会」(以下「瑞穂会」とする。)が実施している日本商工会議所簿記検定(以下「日商簿記検定」とする。)の指導計画を提案する。瑞穂会は、正規授業とは異なり、日商簿記検定1級から3級の資格指導を行っている。その中でも日商簿記検定3級講座は、普通科高等学校(以下「普通高校」とする。)出身の初学者や商業高校出身であっても簿記・会計が苦手だった学生がほとんどである。図表2の指導計画をもとに初学者を対象として実施している。

図表2のように1日目～8日目までは、日商簿記検定3級のテキストを使用して、講義型の一斉授業

図表2 「日商簿記検定3級講座 指導計画」

第144回 日商簿記検定3級

検定日:平成28年11月20日

月	授業日数	授 業	内 容	補 習
7	1	講義・電卓練習	簿記の目的	●
	2	講義・電卓練習	簿記一巡	●
8	3	講義・電卓練習	商品売買、現金及び預金	●
	4	講義・電卓練習	手形、訂正仕訳	●
	5	講義・電卓練習	試算表の作成	●
	6	講義・電卓練習	伝票、決算	●
	7	講義・電卓練習	決算	●
	8	講義・電卓練習	P/L・B/S	●
9	9	パート別(第1問対策)	仕訳	●
	10	パート別(第3問対策)	合計試算表	●
	11	パート別(第3問対策)	残高試算表	●
	12	パート別(第2問対策)	勘定記入	●
	13	パート別(第3問対策)	合計残高試算表	●
	14	パート別(第5問対策)	精算表	●
	15	パート別(第5問対策)	精算表	●
	16	パート別(第3問対策)	仕訳日計表	●
10	17	パート別(第4問対策)	訂正仕訳	●
	18	パート別(第5問対策)	P/L・B/S	●
	19	パート別(第2問対策)	勘定記入	●
	20	パート別(第2問対策)	勘定記入	●
	21	パート別(第5問対策)	P/L・B/S	●
	22	パート別(第4問対策)	伝票	●
	23	パート別(第4問対策)	理論	●
	24	模擬試験		●
	25		勘定記入	
	26		伝票集計	
	27	模擬試験		●
11	28		残高試算表	
	29		精算表	
	30	模擬試験		●
	31	模擬試験		●
	32		精算表(売上原価)	
	33		P/L・B/S(推定)	
	34	模擬試験		●
	35		合計残高試算表	
	36		P/L・B/S	
	37	模擬試験		●

* ●は90分×4コマ、それ以外は90分×1コマ

* パート別とは、各題問ごとに教員独自で作成した練習問題である。

出所：著者作成。

を行っている。また、普通高校出身者は電卓の使い方慣れていないため、毎回一定の時間を設定して電卓の練習を行う。そして、一斉授業に参加できない学生にはもう一度講義をするための補習時間を設けている。

次にパート別問題を9日目～23日目まで行っており、このパート別問題とは、教員が独自に作成した分野ごとの問題である。テキストを使用しての講義において習得した基本的知識を活用し、問題を解いていく。検定レベルの応用問題も含まれているため、思考力も養うことができる。

最後に模擬試験問題を24日目～37日目の間で6回行っており、時間を区切って解かせることにより、試験時間を意識させ、検定試験本番のように緊迫感をもって取り組ませることができる。

模擬試験問題を行った結果、合格点に達しない学生には、学習面で補習を行い、サポートしていくことが必要である。また、一斉授業で各々の人間性を理解し、精神面を支えていくことにより、解決方法を一緒に考えることで的確なアドバイスを与えることができるのである。

4. 包括的指導計画の成果

大学生における初学者を対象に図2の指導計画をもとに、日商簿記検定3級の授業を行った。導入段階では理解できているように見えたが、中間段階で理解度に差が出てきた。基礎知識が身に付き、応用問題まで理解している学生や全く理解していない、自分がどこで躓いているのかわからない学生がおり、やはり一斉授業での指導は厳しいものであった。予想通り、簿記を苦手とする学生が出てきた。受講生が24名と少人数制であったため、一斉授業を行っていくにつれ、机間巡視等で苦手としている学生を判断することができた。しかし高等学校のように少人数制の授業ができない場合は定期試験で判断するしかない。したがって苦手意識をもった状態で定期試験を受け、それに伴った点数を取った場合、簿記・会計に対しての嫌悪感はなかなか消えにくいものである。できるだけ早い段階で苦手とする学生を判断することが求められる。このように一斉授業では理解することが難しい学生には授業外での補習が必要となってくる。学生自身、苦手意識があ

ると自覚している場合は補習を行いやすいが、問題は自分の理解力を把握できていない学生である。自分がどの程度理解しているのか自覚させて、向上心を導かなければならない。

実際に初めての模擬試験において3割ほどの点数しか取れなかった学生が若干名いた。授業内では模擬試験をして、解説をするという流れになっていたため、時間をかけて指導することができない。よって、大学の授業の空き時間や、授業が終わってから本人たちの要望により、補習を行った。模擬試験において点数が出るため、より苦手な分野が目に見えてくる。その分野の基本問題に戻り、理屈を納得するまでいくつもの表現になおしながら説明していく。すると本当に理解した時の表情が変わることに気が付いたのである。この表情が自信をもった瞬間だと感じた。少しでも自信をもつことで他の問題への意識も変わってくる。そうして本番の検定試験も合格へとつながった。学生からは「補習をしてからやる気が変わった。」「わからないところをすぐに質問できる環境が良かった。」などの意見があった。検定試験では23名の学生が受験し、20名が合格することができた。学生たちは自分に自信をもつことができ、より高い目標を掲げ、上級へと挑戦していった。

5. むすびにかえて

本稿では、初学者を対象とした簿記・会計教育において、授業だけでなく補習を行うことも学習指導計画に含むべきであると提案した。一度の一斉授業だけでは、内容を十分に理解することができない生徒がいる。よって、この包括的指導計画はこのような生徒が出てくることを前提とし、授業の開始前から計画を立てておく必要がある。そうすることで、該当生徒がいた場合、迅速に対応することができるのである。

生徒を支援し、成長させたいと強い志を持っているものが教員となっている。一方的に授業を行い、授業時間が終了したから終わりではなく、授業時間外も質問がある生徒やより学習したいと意欲をもっている生徒に対して、補習という形で時間を作り、包括的に指導をすることが重要であり、教員の責務であると考え。そして、学習だけでなく、人間成

長の場合である教育現場は、生徒各々を理解し、倫理観をもった人に導いていくことも求められている。

2020年度から始まる新学習指導要領で文部科学省は、アクティブ・ラーニングを導入すると示している⁽²³⁾。「アクティブ・ラーニングとは、教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法のことである。学習者が能動的に学習することによって、認知的・倫理的・社会的能力・教養・知識・経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベ-

ート、グループ・ワークなども有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」⁽²⁴⁾とあるように、簿記・会計教育においても、このアクティブ・ラーニングを取り入れていくことが今後の課題といえる。

簿記・会計教育にアクティブ・ラーニングを取り入れることで、授業内での生徒同士のコミュニケーション能力も高めることもできる。また、自分が理解したことを他の生徒に教えることで、教える側も再確認できる。このように新学習指導要領に沿った簿記・会計教育の展開を今後の課題として考えていきたい。

- (1) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説商業編』実教出版、平成22年5月、7頁。
- (2) 全国商業高等学校長協会『商業教育130周年記念「次期学習指導要領に向けて」現行学習指導要領に基づく教育課程(商業)の実施状況と課題そのI』平成26年10月、6頁。
- (3) 文部科学省、前掲書(注1)51頁。
- (4) 同上書、51頁。
- (5) 柴健次「再度、会計教育の本格化を望む」『企業会計』63(12)中央経済社、平成23年12月、7頁。
- (6) A. C. Littleton, *The Purpose of Accounting Education Proceedings of International Conference on Accounting Education*, 1962.10, pp12-20. 徐龍達訳「リトルトン教授『会計教育の目的』」『會計』87(2)、森山書店、昭和40年2月、147頁。
- (7) 同上書、145頁。
- (8) 脇山昇「会計教育の再検討(3)」『社会文化研究所紀要』48、九州大学国際大学社会文化研究所、平成13年7月、144頁。
- (9) 柴田重則「高校における簿記会計教育」『企業会計5』中央経済社、昭和57年5月、99頁。
- (10) 島本克彦「高校教育の現場における会計教育の課題」『企業会計』59(12)、中央経済社、平成19年12月、98頁。
- (11) 時事通信出版局編『教育用語の基礎知識』時事通信社、平成28年、202頁。
- (12) 同上書、204頁。
- (13) 島本克彦、前掲書(注10)99頁。
- (14) 同上書、99頁。
- (15) A. C. Littleton(徐龍達訳)、前掲書(注6)145頁。
- (16) 文部科学省、前掲書(注1)7頁。
- (17) 同上書、7頁。
- (18) 全国商業高等学校長協会「学習指導要領改訂への提言(中間まとめ)」平成27年10月、4頁。
- (19) 同上書、4頁。
- (20) 同上書、4頁。
- (21) 島本克彦、前掲書(注10)100頁。
- (22) 同上書、99頁。
- (23) 全国商業高等学校長協会、前掲書(注18)8頁。
- (24) 時事通信出版局編、前掲書(注11)17頁。

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。平成28年度の活動は以下のとおりです。

1. 第66回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論に科目合格しました！

商経学部商学科から1名、経営学科から1名を輩出しました。今年度の税理士試験・簿記論合格者数は1,753名(受験者数13,936名・合格率12.6%)。平成28年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

第66回税理士試験結果

受 験 回	第 6 6 回
受 験 科 目	簿 記 論
受 験 者 数	4名
合 格 者 数	2名
瑞穂会合格率	50.0%
全 国 合 格 率	12.6%

2. 資格の大原 大原大学院大学主催 全国大学対抗簿記大会(1級の部)

2016年春季第57回全国大学対抗簿記大会(資格の大原大原大学院大学主催)において今年も、団体戦優勝・準優勝となりました。瑞穂会の全国優勝はこれで6回目です。また、2016年秋季第58回全国大学対抗簿記大会においても優勝・準優勝となりました。

第57回大会	第58回大会
団体戦 優 勝	団体戦 優 勝
準優勝	準優勝
個人戦 優 勝	個人戦 優 勝

3. 資格の学校TAC主催 簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会(資格の学校TAC主催)では、6月大会・11月大会とも入賞しました。

2016年6月大会	2016年11月大会
団体戦 3 位	団体戦 4 位
個人戦 準優勝	

4. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回	第143回	第144回
受 験 者 数	25名	40名
合 格 者 数	10名	6名
瑞穂会合格率	40.0%	15.0%
全 国 合 格 率	10.9%	9.3%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回	第142回	第143回	第144回
受 験 者 数	50名	61名	60名
合 格 者 数	16名	27名	11名
瑞穂会合格率	32.0%	44.3%	18.3%
全 国 合 格 率	14.8%	25.8%	13.4%

※第142回は平成28年2月28日実施。

日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回	第142回	第143回	第144回
受 験 者 数	16名	26名	23名
合 格 者 数	14名	24名	20名
瑞穂会合格率	87.5%	92.3%	87.0%
全 国 合 格 率	26.6%	34.2%	45.1%

※第142回は平成28年2月28日実施。

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 榊 岡 源一郎

教 授 吉 川 博 司

助 教 渡 邊 圭

助 教 久保田 俊 介

助 教 相 原 安 澄

執筆者紹介

- 榊 岡 源一郎 - 千葉商科大学会計教育研究所所長、千葉商科大学商経学部教授
- 青 山 慶 二 - 早稲田大学大学院会計研究科教授
- 松 田 直 樹 - 関東信越国税不服審判所第一部長審判官
- 渡 邊 圭 - 千葉商科大学会計教育研究所助教
- 吉 川 博 司 - 千葉商科大学会計教育研究所教授
- 久保田 俊 介 - 千葉商科大学会計教育研究所助教
- 相 原 安 澄 - 千葉商科大学会計教育研究所助教

平成 29 年 3 月 20 日発行

会計教育研究 Vol.3

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所

発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台 1-3-1
電話 047-371-6766

印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce